

説 明 資 料

〔資産課税（相続税・贈与税）〕

令和4年11月8日（火）

財 務 省

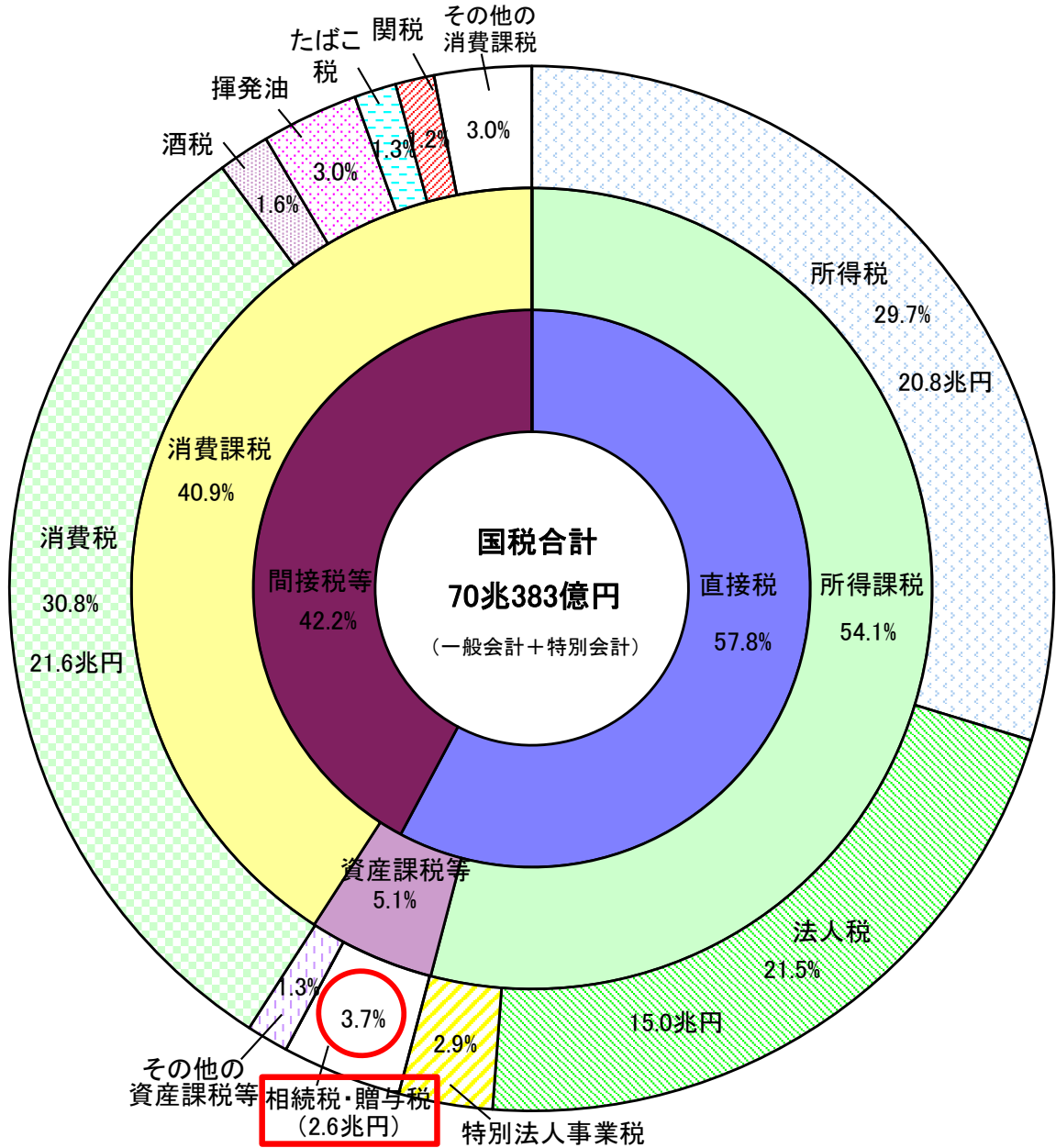
- 1 相続税・贈与税の現状
- 2 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢
- 3 資産移転の時期の選択に、より中立的な税制の構築

国税の税目及び税収の内訳

所得課税	所得税★
	法人税★
	地方法人税★
	地方法人特別税★
	復興特別所得税★
資産課税等	相続税・贈与税★
	登録免許税
	印紙税
消費課税	消費税
	酒税
	たばこ税
	たばこ特別税
	揮発油税
	地方揮発油税
	石油ガス税
	航空機燃料税
	石油石炭税
	電源開発促進税
	自動車重量税
	国際観光旅客税
	関税
	とん税
	特別とん税

(注) ★印は直接税、無印は間接税等

国税の内訳（令和4年度予算額）



相続税の概要

○ 相続税は、相続（又は遺贈）により財産を取得した個人に対して、その財産の取得時における時価を課税価格として課される税

■ 計算方法

相続財産の合計額から 債務・基礎控除額を控除した残額を 法定相続分で按分した金額に対して、累進税率を適用して相続税の総額を計算（法定相続分課税方式）

- 基礎控除 3,000万円 + 600万円×法定相続人数
- 税 率 10%から55%までの累進税率（8段階）

■ 課税状況

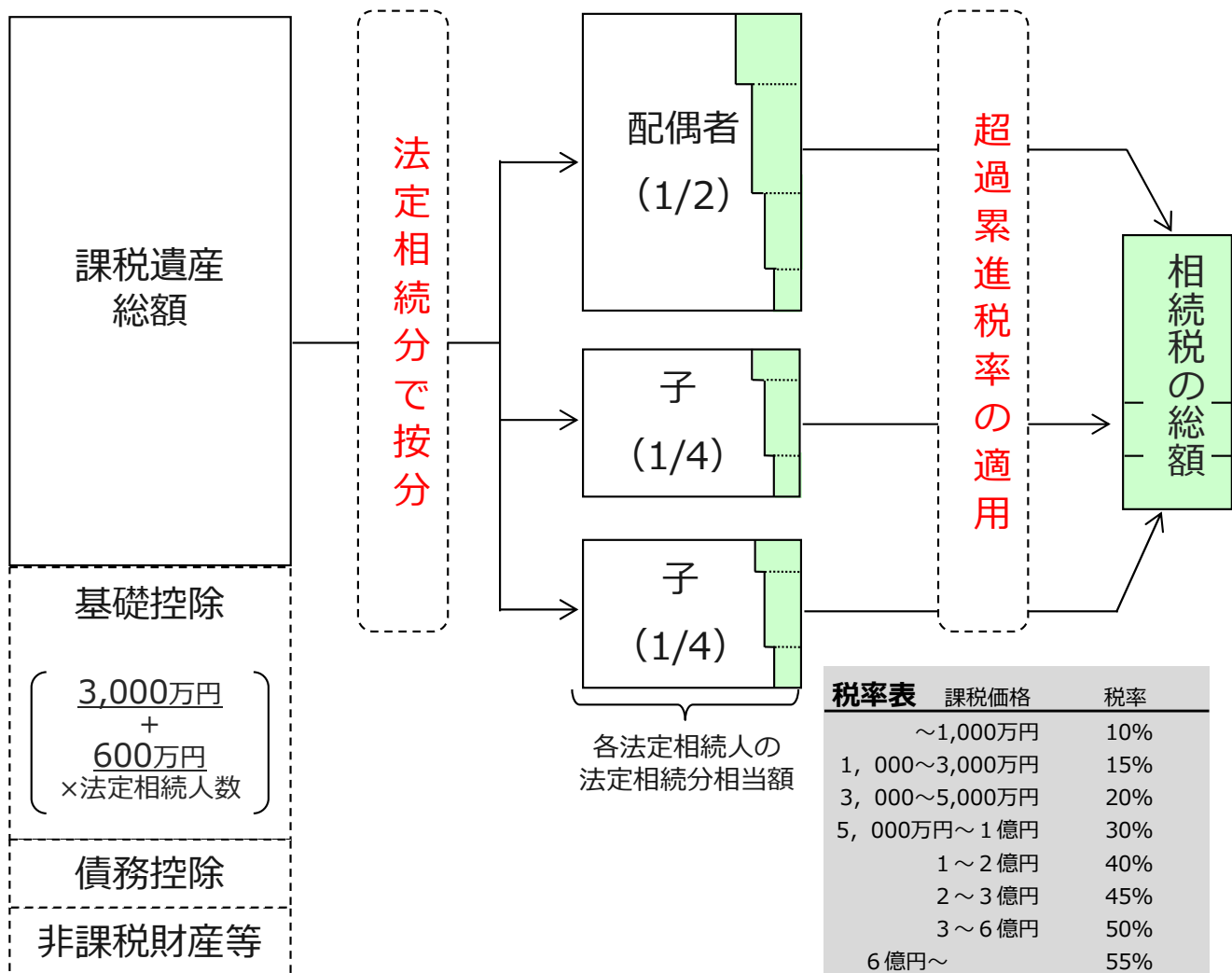
	死亡者数・課税件数等				課税価格		相続税額		
	死亡者数	課税件数	課税件数割合	被相続人1人当たり法定相続人数	合計額	被相続人1人当たり金額	納付税額	被相続人1人当たり金額	負担割合
令和元年	1,381,093人	115,267件	8.3%	2.74人	158,021億円	13,709万円	19,759億円	1,714万円	12.5%
令和2年	1,372,755人	120,372件	8.8%	2.73人	164,106億円	13,633万円	20,928億円	1,739万円	12.8%

(注) 1 “死亡者数”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他は「国税庁統計年報書」による。
2 “被相続人1人当たり法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である（修正申告を含まない）。
3 “課税件数”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4 “課税価格”及び“納付税額”には更正・決定分を含む。また、“納付税額”には納税猶予額を含まない。

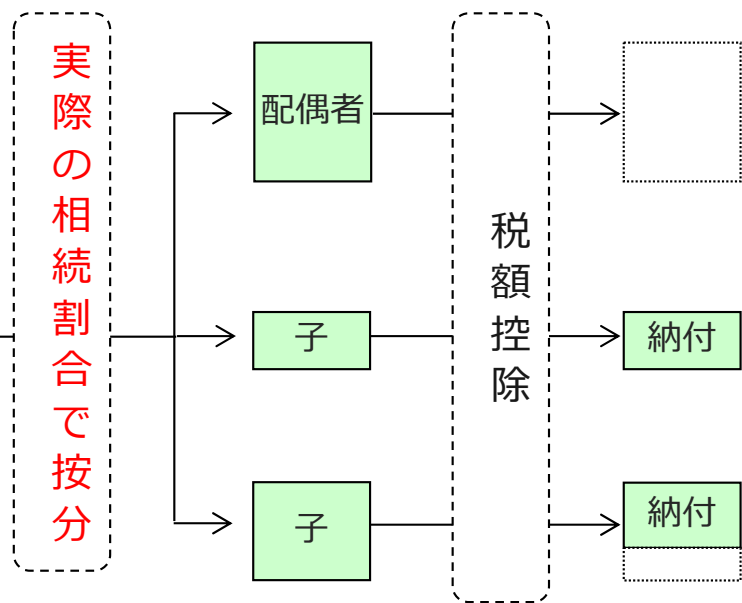
相続税の計算の仕組み

- 我が国では、課税遺産総額と法定相続人の構成・数によって「相続税の総額」を計算し、それを各人の取得財産の額に応じ按分して税額を計算する方式（**法定相続分課税方式**）が採られている。

相続税の総額の計算



各人の納付税額の計算



税額控除

● 配偶者控除

配偶者の法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額

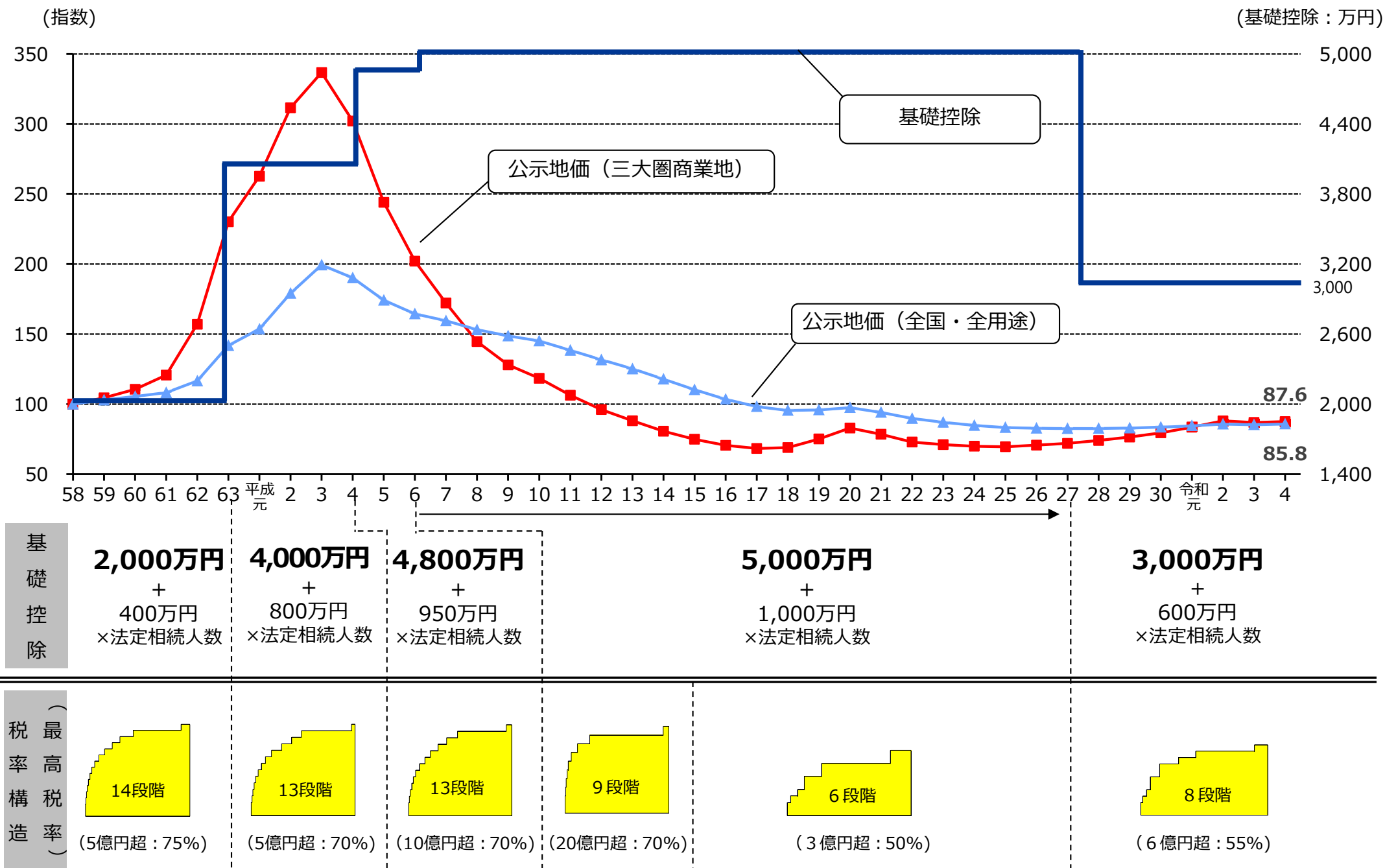
● 未成年者控除

18歳に達するまでの年数×10万円

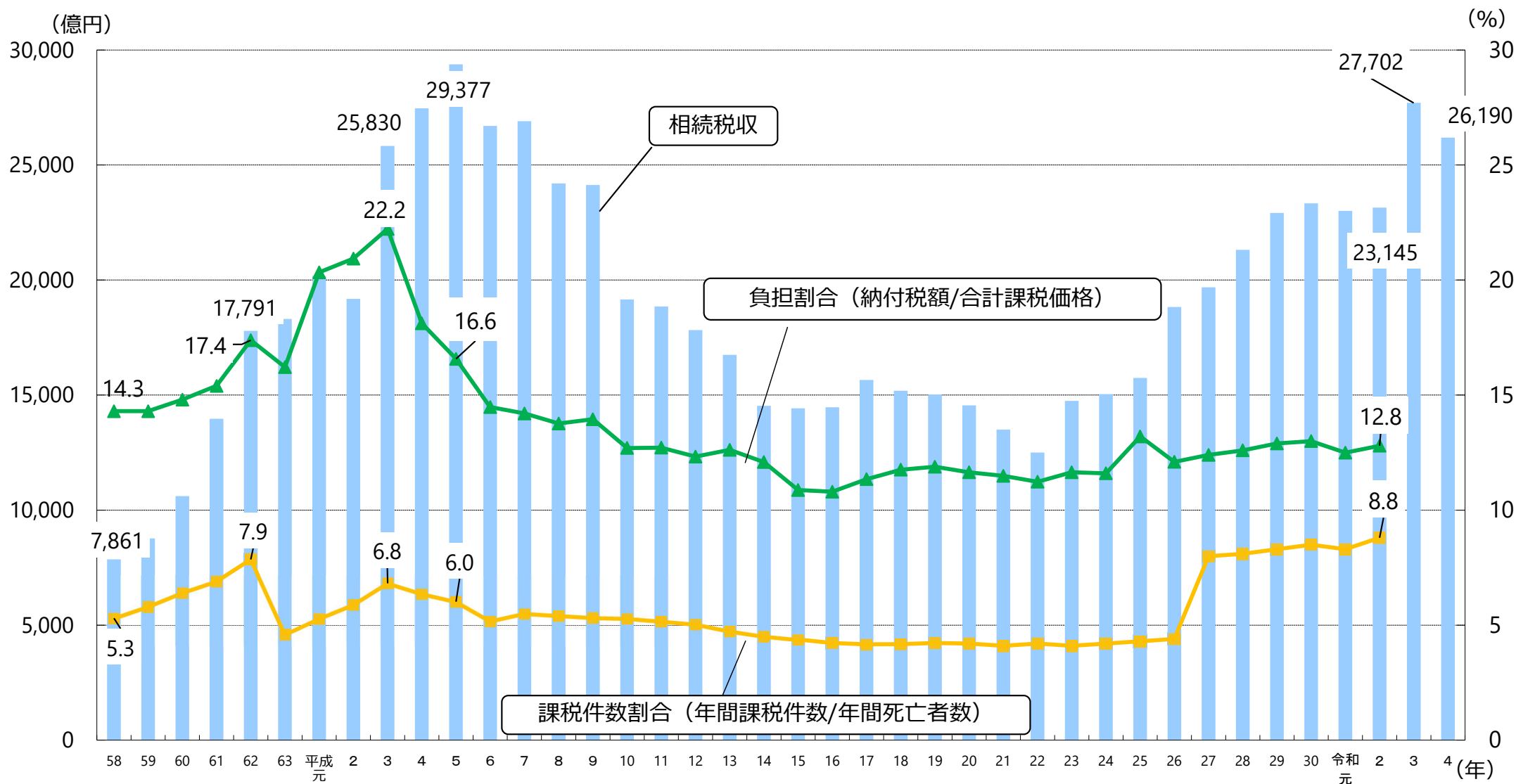
● 障害者控除

85歳に達するまでの年数×10万円（特別障害者：20万円）

地価の推移と相続税の改正



相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移



(注 1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む（令和 3 年度以前は決算額、令和 4 年度は予算額）。

(注 2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」（厚生労働省）による。

贈与税の概要

○ 贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

暦年課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から基礎控除額を控除した残額について、累進税率を適用

- 基礎控除 110万円
- 税率 10%～55%の累進税率（8段階）
※直系尊属から18歳以上の者への贈与については累進緩和

■ 課税状況

- 課税件数 36.4万件
- 贈与財産額 1.4兆円
- 納付税額 2,188億円

相続時精算課税

■ 計算方法

1年間に贈与により取得した財産の合計額から特別控除額を控除した残額について、一定の税率を適用
贈与者が死亡した場合には、相続財産と贈与財産を合算して相続税額を計算

- 特別控除 累積で2,500万円
- 税率 20%
- 適用要件 贈与者：60歳以上
受贈者：18歳以上の推定相続人・孫

■ 課税状況

- 課税件数 4.0万件
- 贈与財産額 0.7兆円
- 納付税額 599億円

（注）課税状況の計数は、令和2年分「国税庁統計年報書」による。

相続時精算課税制度

○ 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、**平成15年度に導入**

○ **暦年課税との選択制**

○ 具体的な仕組み

① **贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付**

- ・ 贈与額2,500万円までは非課税
- ・ 2,500万円を超えた部分に一律20% 課税

② **相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除※**

※控除しきれない金額があれば還付

《計算例》 3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）

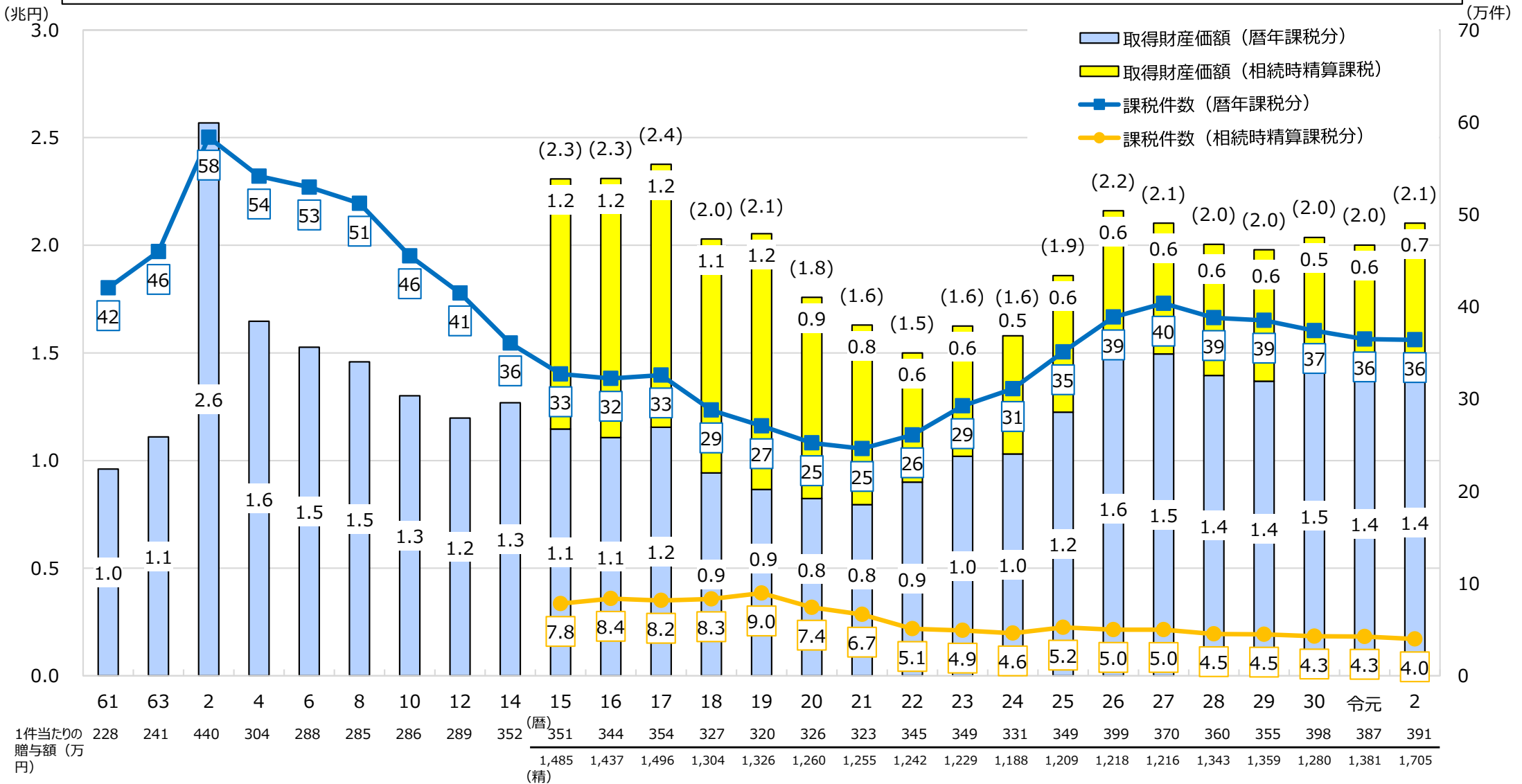
【 贈 与 時 】		【 相 続 時 】		【合計納税額】
贈与額：3,000万円		贈与額 3,000万円	相続額 1,500万円	
非課税枠 2,500万円 税率 × 20% 納付税額 100万円		4,500万円 < 基礎控除 4,800万円		0円
・無税 ・贈与時の納付 税額100万円 は還付				
参考	暦年課税 の場合 納付税額 1,036万円	無 税		1,036万円

(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制） 贈与者：60歳以上の者 受贈者：18歳以上の推定相続人及び孫

(注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除（毎年110万円）の適用は受けられない。

贈与税の課税状況の推移

- 相続時精算課税制度の導入により、課税件数及び贈与額が増加。
- ただし、相続時精算課税による贈与額・課税件数は、暦年課税による贈与額・課税件数と比較して、減少傾向。

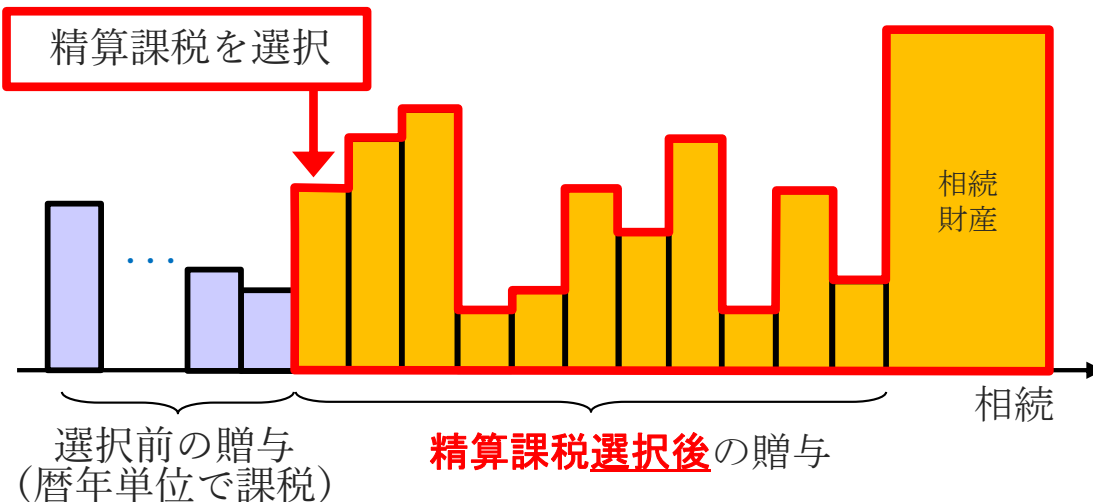


(備考) 「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21～令和2年分には、「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

贈与税（相続時精算課税・暦年課税）と相続税の関係

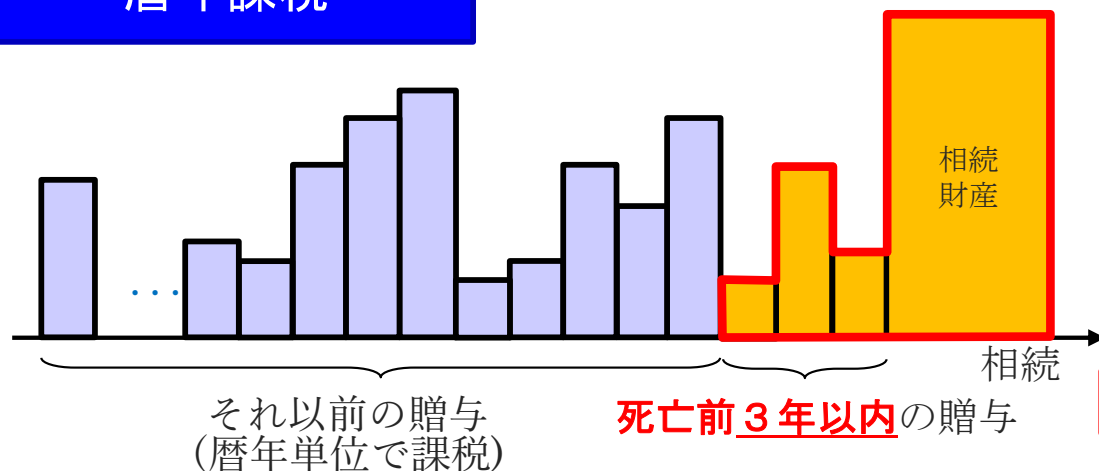
相続時精算課税（暦年課税との選択制）



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
- ※ 暦年課税のような基礎控除は無し。
- ※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

に相続税を一体的に課税

暦年課税



- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

に相続税を課税

平成12年7月「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」

- 相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは若干異なる面はありますが、**基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するもの**と考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、**相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方**もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、**公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきている**とする議論もあります。
- なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、**生前贈与による相続課税の回避を防止**するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、**贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税する**という位置付けもあります。

過去の税制調査会答申抜粋 ②

平成27年11月「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」

- 今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持・形成に寄与することとなっている。このため、相続によって次世代の一部に引き継がれる資産には、「老後扶養の社会化」を通じて蓄積されたものという側面もある。
- 充実した社会保障が老後扶養を社会的に支え、高齢者の資産の維持・形成に寄与している。また、「老後扶養の社会化」に伴い増大した社会保障給付は、公費により賄われている割合が高く、その多くが公債発行に依存している。これらを踏まえると、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、相続税の対象の範囲のあり方について、なお検討していくことが考えられる。

令和元年 9 月「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」

- 社会保障制度を通じた「老後扶養の社会化」が進展してきていることを踏まえれば、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点からも、資産課税は重要な役割を果たすものである。

我が国の相続税と贈与税の沿革

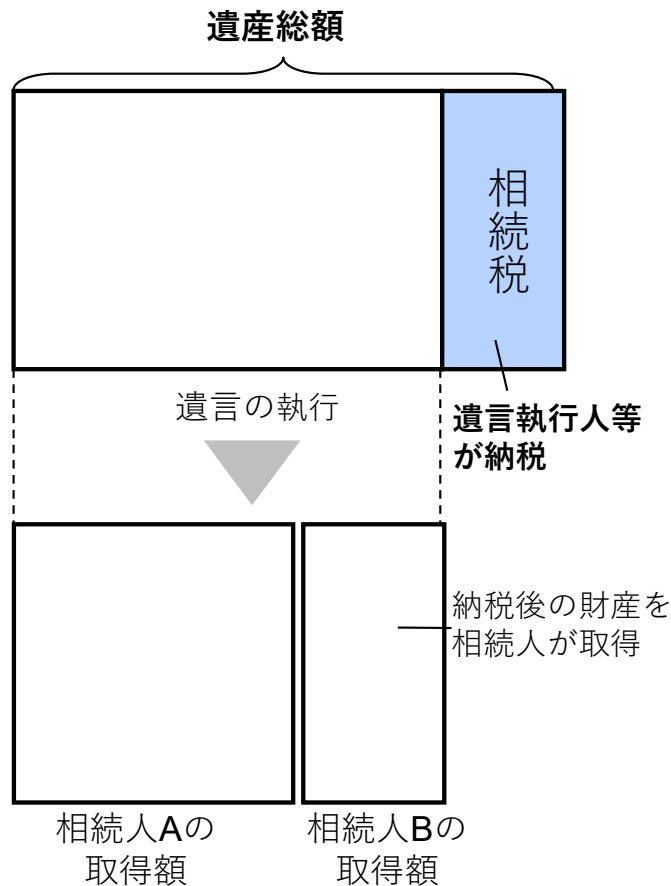
改正時期	沿革	課税方式	
		相続	贈与
明治38年 (相続税法施行)	○相続前 1 年間の贈与を相続財産に合算	遺産課税	—
昭和22年	○一生累積型の贈与税が導入されたが、基礎控除・税率表は相続税と別建て ○相続前 2 年間の贈与を相続財産に合算		贈与者課税
昭和25年 (シャープ勧告)	○取得者の一生を通ずる累積課税に改組 ○贈与税が相続税に一本化され、基礎控除・税率表が贈与と相続で共通化	取得課税	
昭和28年	○累積課税が廃止され、贈与税が復活（暦年課税） ○相続前 2 年間の贈与を相続財産に合算	遺産取得課税	受贈者課税
昭和33年	○法定相続分課税方式の導入 ○相続前贈与の合算期間を 3 年に延長 ○贈与税の 3 年間の累積課税方式の導入（昭和 5 0 年に廃止）	法定相続分課税	
平成15年	○相続時精算課税制度の導入		

相続税の課税方式の類型

遺産課税方式

(米・英)

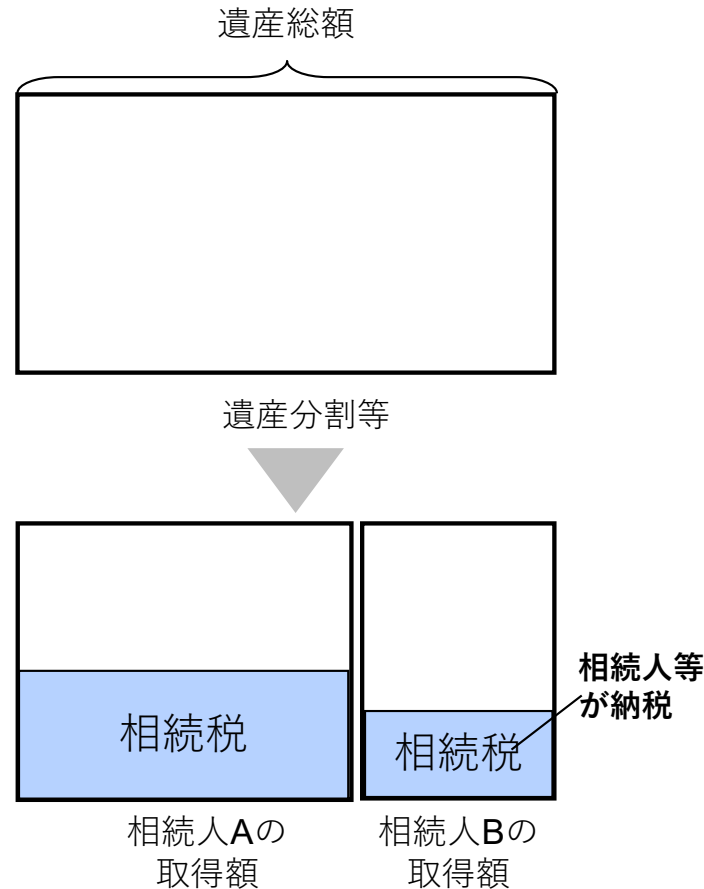
- **遺産総額**に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 遺言執行人等が納税義務者となる



遺産取得課税方式

(独・仏)

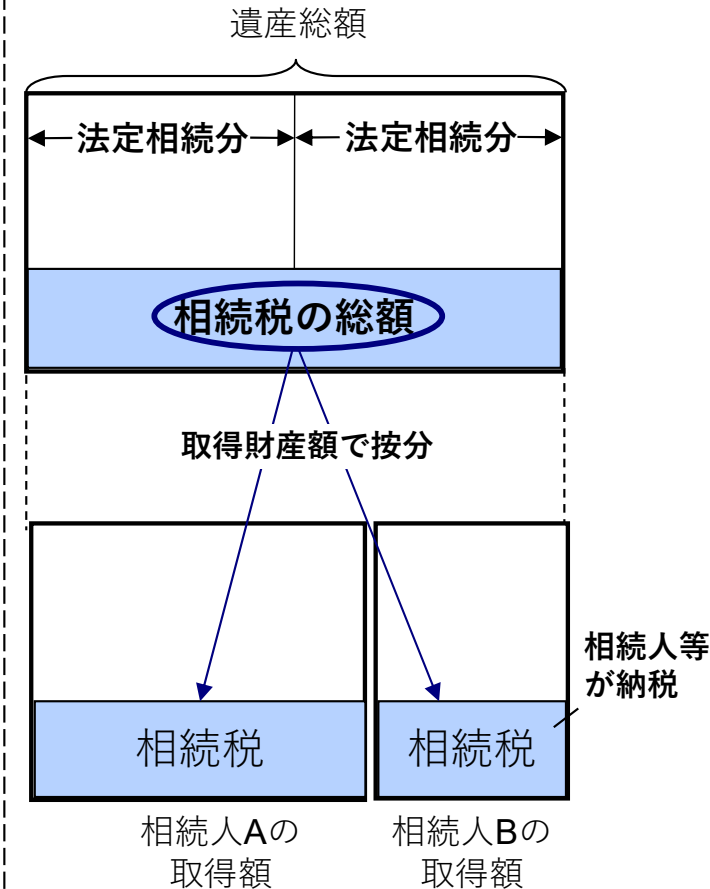
- **各人の遺産の取得額**に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 相続人等が納税義務者となる



法定相続分課税方式

(日本)

- **課税遺産総額**と法定相続人の構成・数によって「**相続税の総額**」を計算し、各人の**取得財産額の割合**で按分
- 相続人等が納税義務者となる



相続税の課税方式の類型と特色

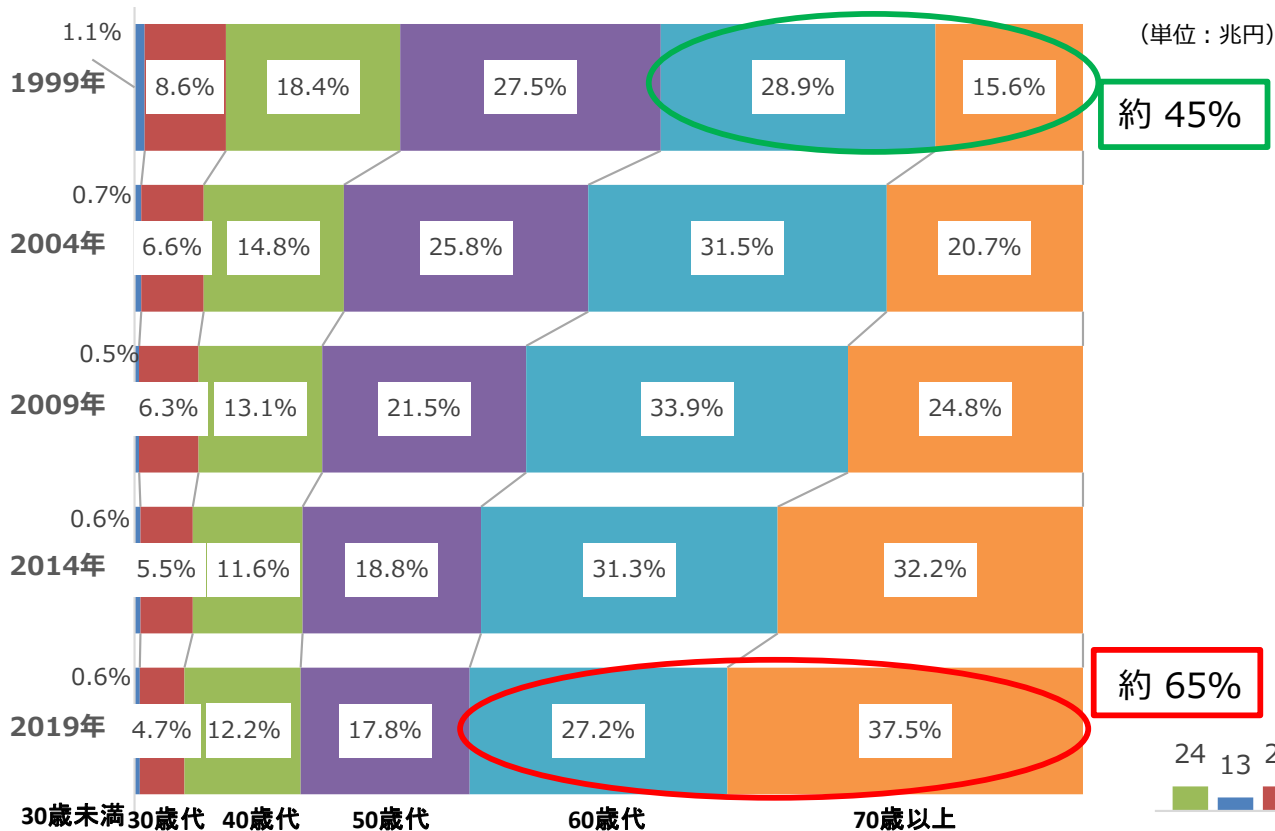
課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	法定相続分課税方式（併用方式）
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	遺産取得課税方式と遺産課税方式の併用方式 相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式
納税義務者	遺産管理人・遺言執行者	相続人・受遺者	相続人・受遺者
特色	■ 長所 ➤ その者の一生を通じた租税負担の清算という目的に適合 ➤ 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない ➤ 遺産分割の状況によらず税額が計算できるなど、税務執行が容易 ■ 短所 ➤ 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されないなど、遺産取得課税方式による長所を実現できない	■ 長所 ➤ 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる ➤ 富の集中の抑制を図るとの目的に適合 ➤ 平等の原則のもとにたつ相続法の趣旨に合致 ■ 短所 ➤ 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる ➤ 仮装分割による申告の懸念など、適正な税務執行に課題	■ 長所 ➤ それぞれの方式の長所を採り入れている ■ 短所 ➤ 他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない（一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する） ➤ 居住等の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される

- 1 相続税・贈与税の現状
- 2 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢**
- 3 資産移転の時期の選択に、より中立的な税制の構築

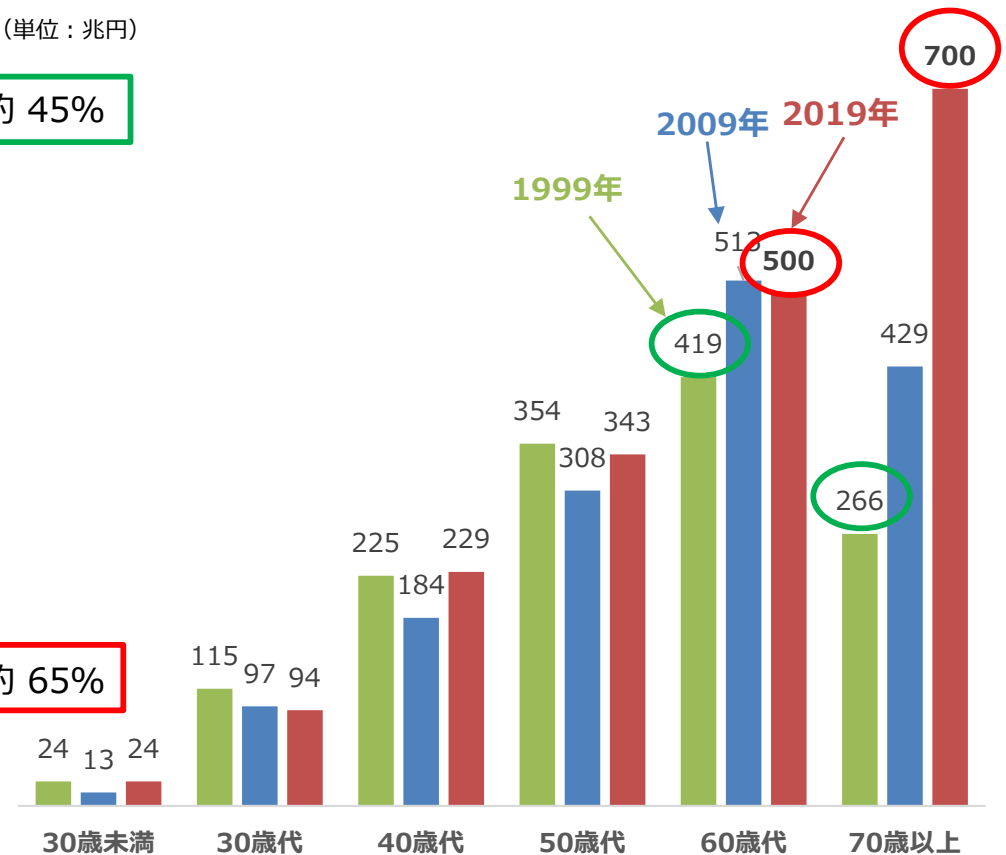
年代別 金融資産保有残高について

- 年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳代以上の保有割合は**約1.5倍**に増加
- 足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳代以上が**65%**（約1,200兆円）の資産を保有

年代別 金融資産残高の分布の推移



年代別 金融資産保有総額



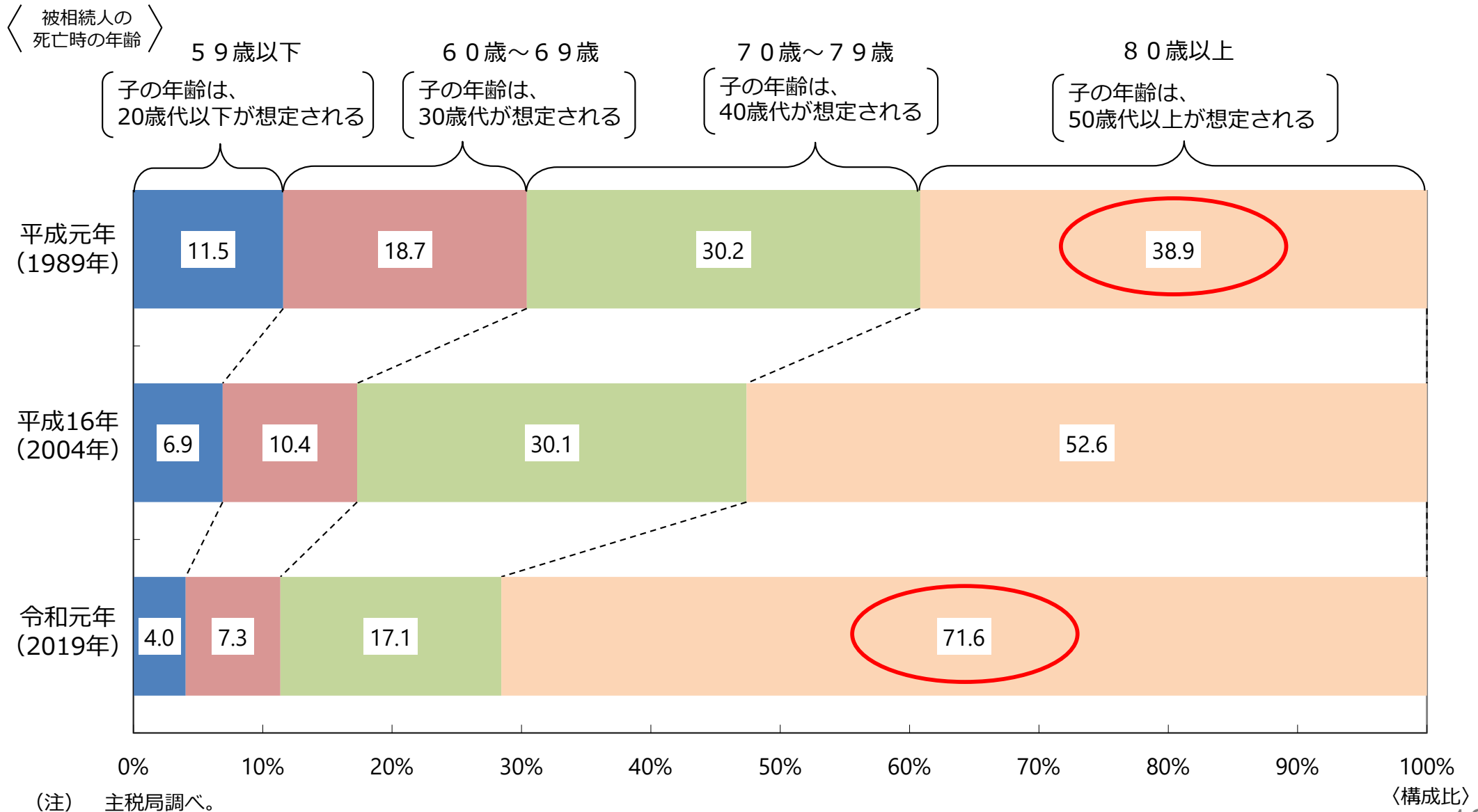
(注) 「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。

(出典) 総務省「全国家計構造調査」（二人以上の世帯）により作成。

(出典) 日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国家計構造調査」より推計。

相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比

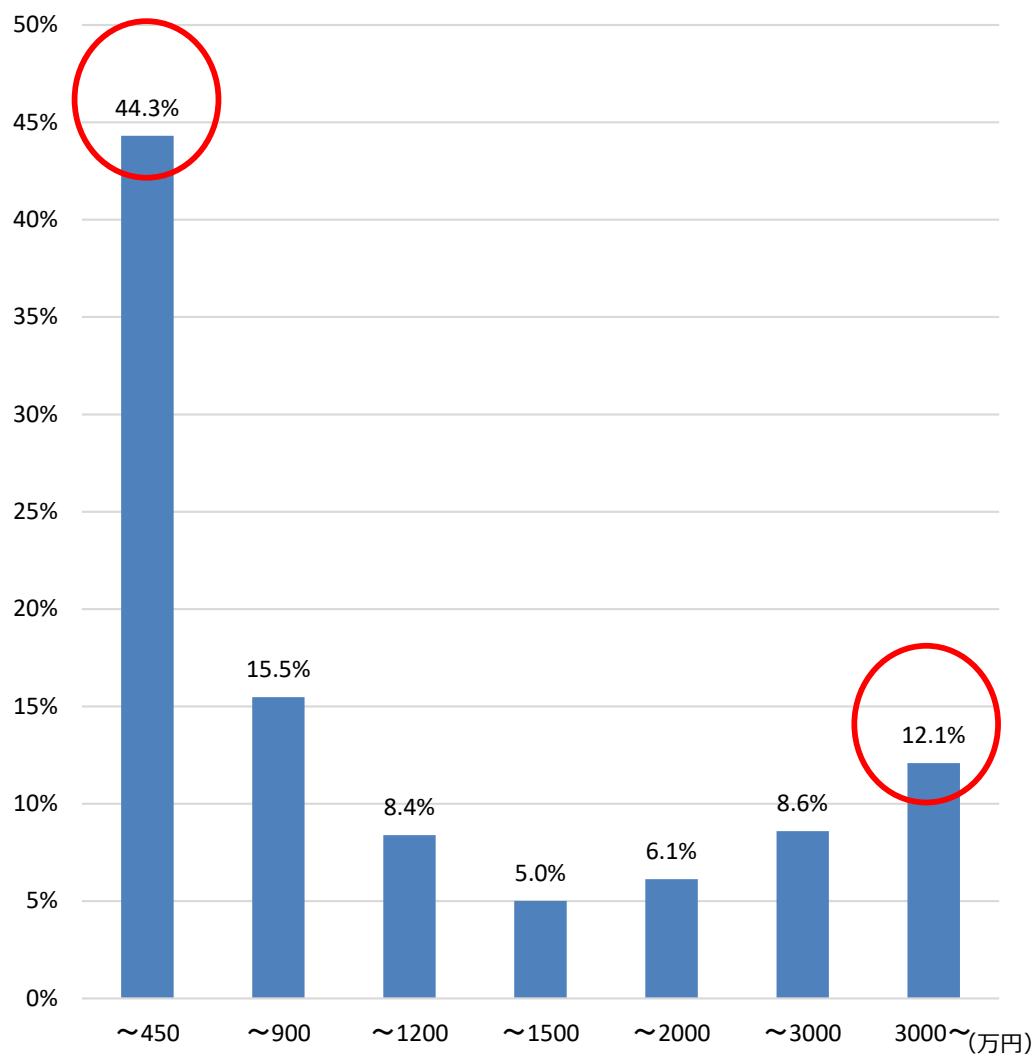
○ 被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加し、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況



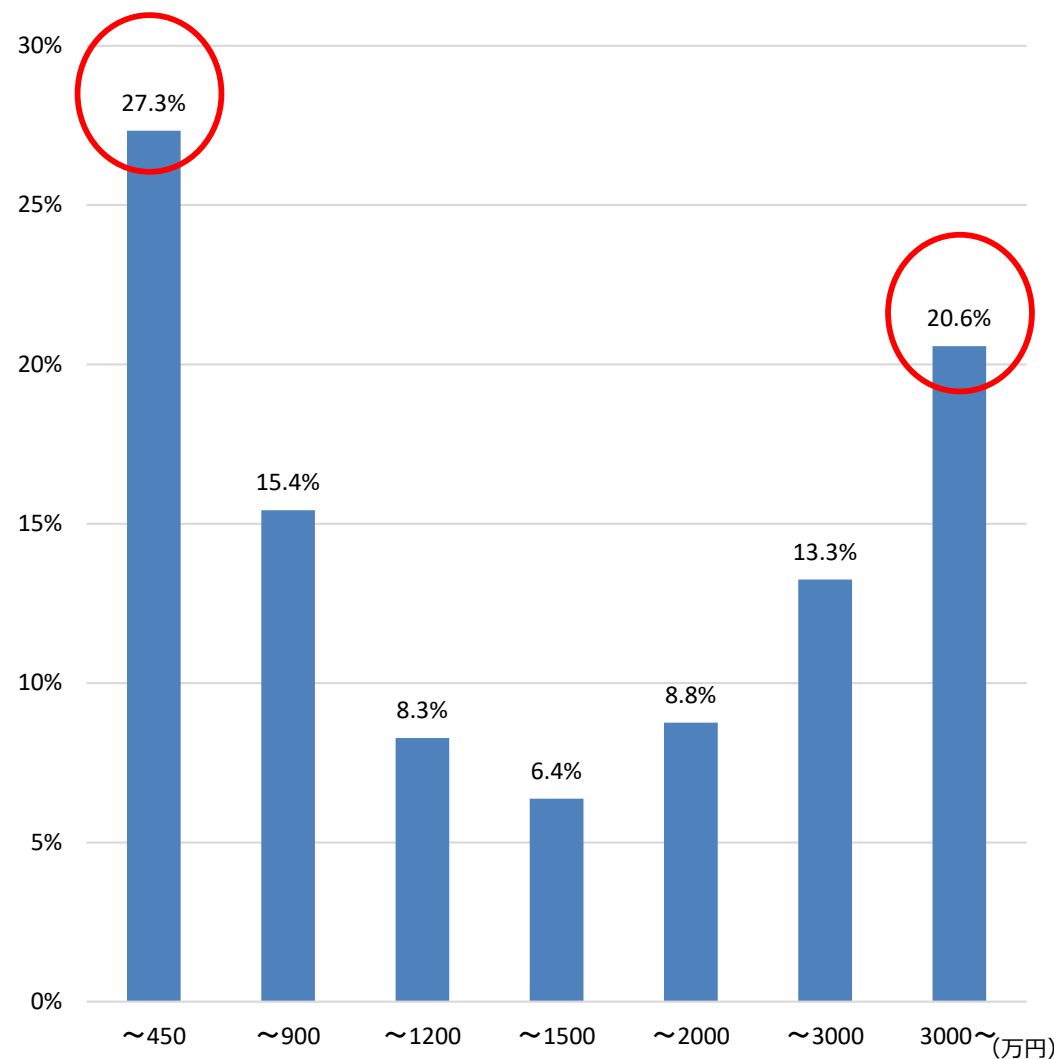
貯蓄現在高階級別 世帯数分布（高齢者世帯）

- 高齢者世帯における貯蓄現在高は、単身世帯では450万円未満の世帯が44%、3000万円以上の世帯が12%、夫婦世帯では450万円未満の世帯が27%、3000万円以上の世帯が21%となっている。

高齢者単身世帯の貯蓄現在高分布（2019年）



高齢者夫婦世帯の貯蓄現在高分布（2019年）



（出所）総務省「全国家計構造調査」

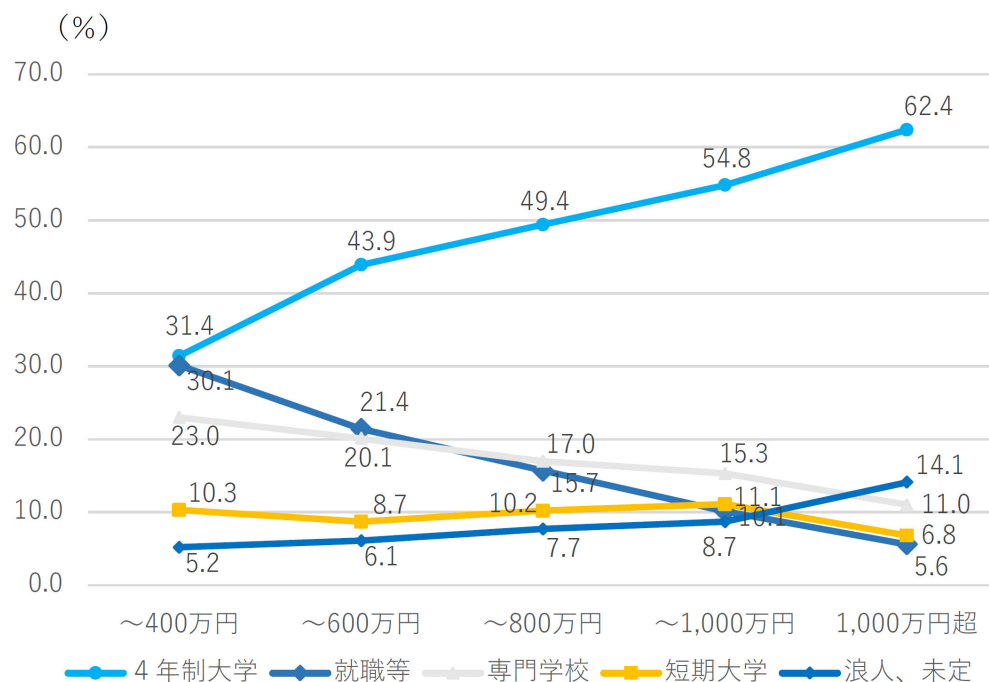
（注）高齢者夫婦世帯は、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯」。

親の所得と子の大学進学率

政府税制調査会（令和4年9月9日）における
外部有識者（耳塚寛明氏）説明資料

- 親の所得が高いほど、子の4年制大学への進学率が高くなる傾向。
- これにより、子の生涯賃金も高くなることが考えられる。

高校卒業後の予定進路（家計年収別）

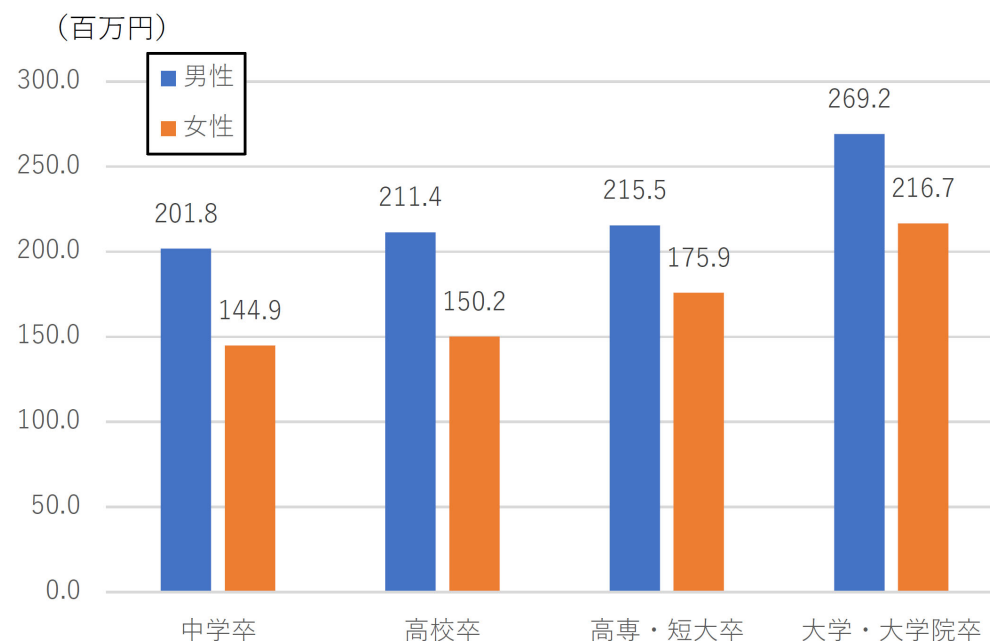


（注1）「家計年収」は、父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいう。

（注2）無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

（出典）東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」（2007年9月）より。

学歴別生涯賃金



（注）学校を卒業しただちに就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合（同一企業継続就業とは限らない）。退職金を含めない。

（出典）「ユースフル労働統計2019－労働統計加工指標集－（独立行政法人労働政策研究・研修機構）より。

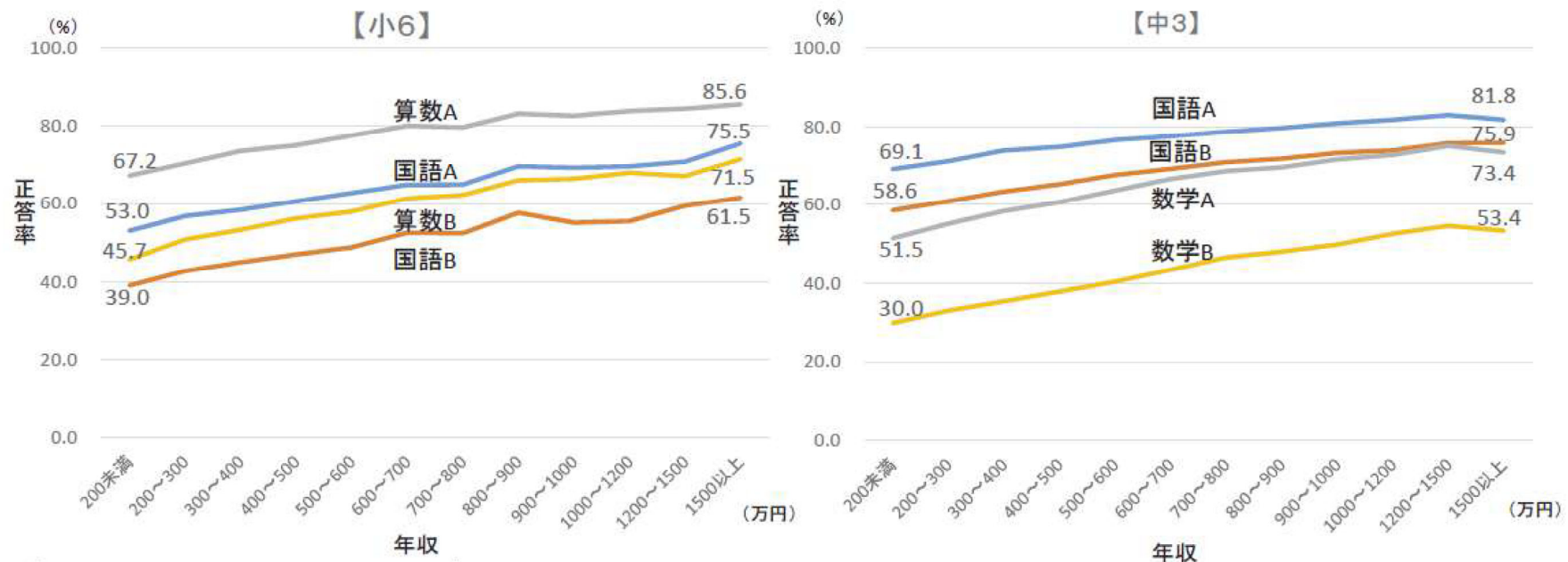
家庭の経済事情による学力への影響

政府税制調査会（令和4年9月9日）における
外部有識者（耳塚寛明氏）説明資料

（人づくり革命基本構想（H30.6）参考資料）

- 家庭の所得と全国学力調査の正答率を見ると、所得が高い家庭の子どもの正答率がより高いという傾向。
- 所得が最も低いグループ（年収200万円未満世帯）と最も高いグループ（年収1500万円以上世帯）では、正答率に20ポイント以上の開き（中3・数学B）がある。

《「世帯収入（税込年収）」と学力の関係》



A問題: 主として「知識」を問う問題。
B問題: 主として「活用」を問う問題。

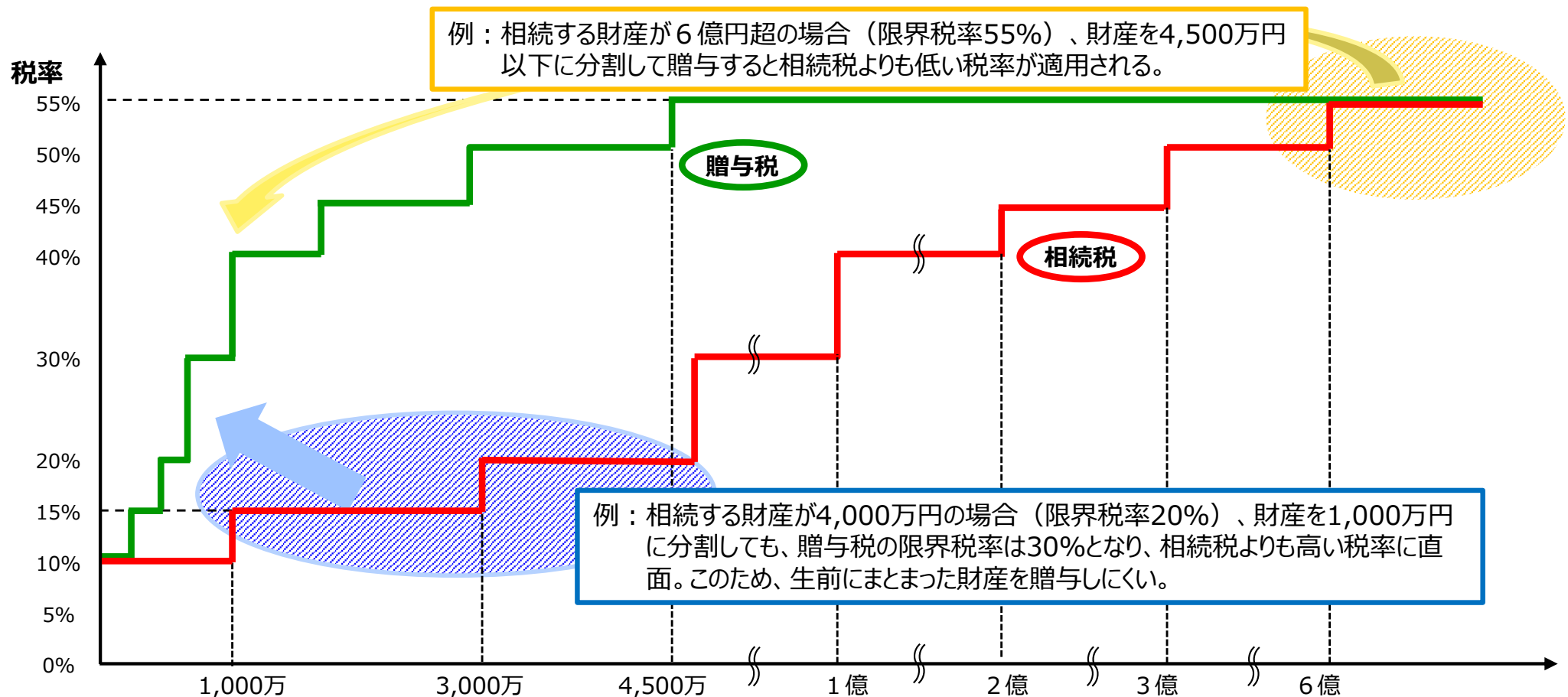
平成25年度文部科学省委託調査研究『平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)』の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究(お茶の水女子大学)より作成

< 第4回税制調査会（2020年11月13日）資料 >

- 1 相続税・贈与税の現状
- 2 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢
- 3 資産移転の時期の選択に、より中立的な税制の構築**

我が国の相続税と贈与税の関係

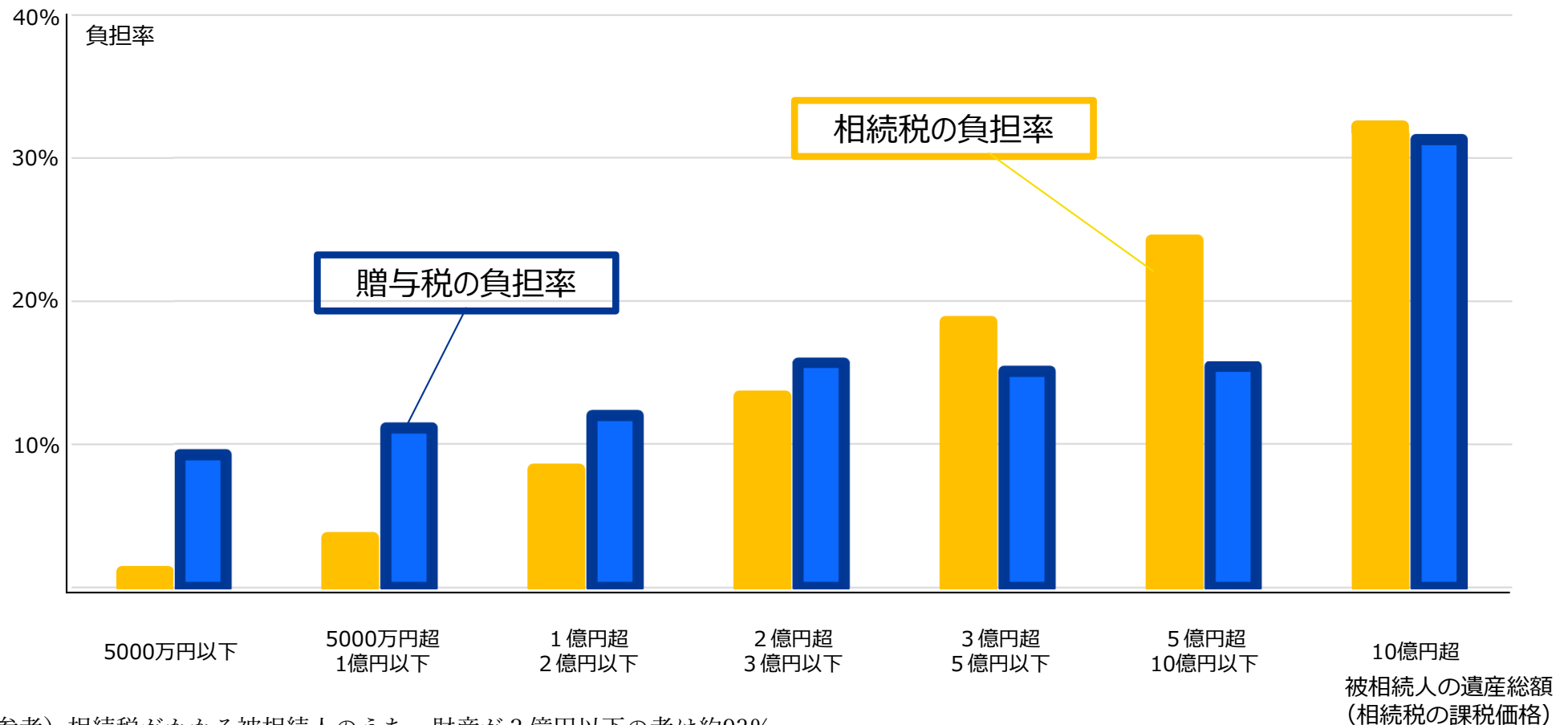
- 贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。
- 実際、**相続税がかからない者や相続税がかかる者であってもその多くの者**にとっては、相続税の税率よりも**贈与税の税率の方が高い**ため、**若年層への資産移転が進みにくい**。
- 他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が低い
ため、財産を分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される。
⇒ 生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、相続・贈与に係る税負担を一定にしていくため、「**資産移転の時期の選択により中立的な税制**」を構築していく必要。



（備考） 横軸において、贈与税は「課税価格（取得財産－基礎控除額）」を、相続税は「各法定相続人の法定相続分相当額（課税遺産総額を法定相続分で按分した額）」を指す。

相続税の負担率と贈与税の負担率の比較

- 実際の申告データを基に、相続税の負担率と、相続を受けた人の過去一定期間における贈与税の負担率を比較すると、
- ・ 相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、贈与税の負担率が相続税の負担率を上回っている
 - ・ 相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、贈与税の負担率が相続税の負担率を下回っている
- という傾向がある。

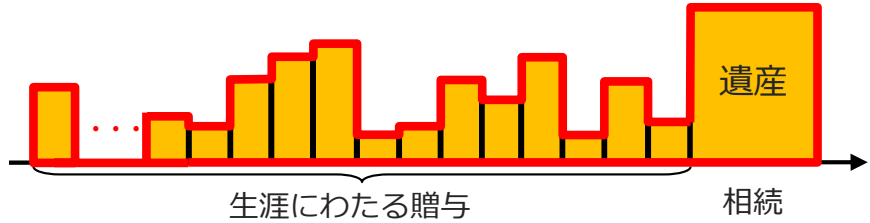
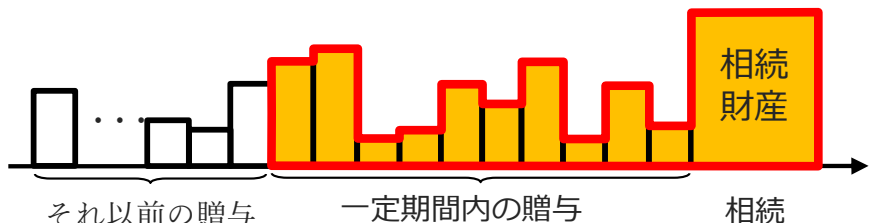
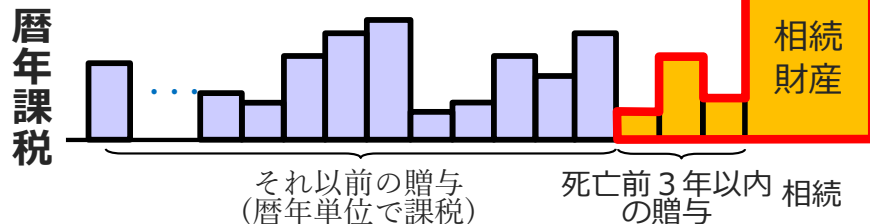
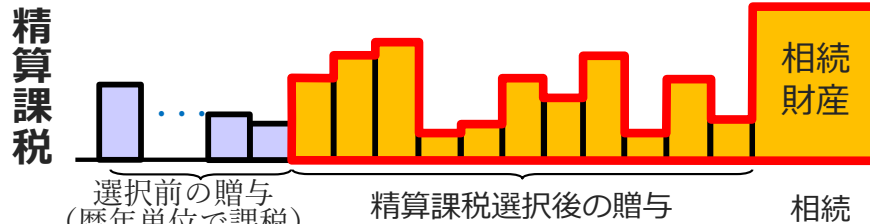


(参考) 相続税がかかる被相続人のうち、財産が3億円以下の者は約93%。

(備考) 令和元年分の相続税の申告データ及び過去一定期間(平成24年分から平成30年分まで)の贈与税の申告データを基に作成。

相続税の負担率 = (贈与税額控除を足し戻した実質的な相続税の負担額) ÷ 相続税の課税価格、贈与税の負担率 = 贈与税額 ÷ 贈与税の課税価格
(出典) 主税局調べ。

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

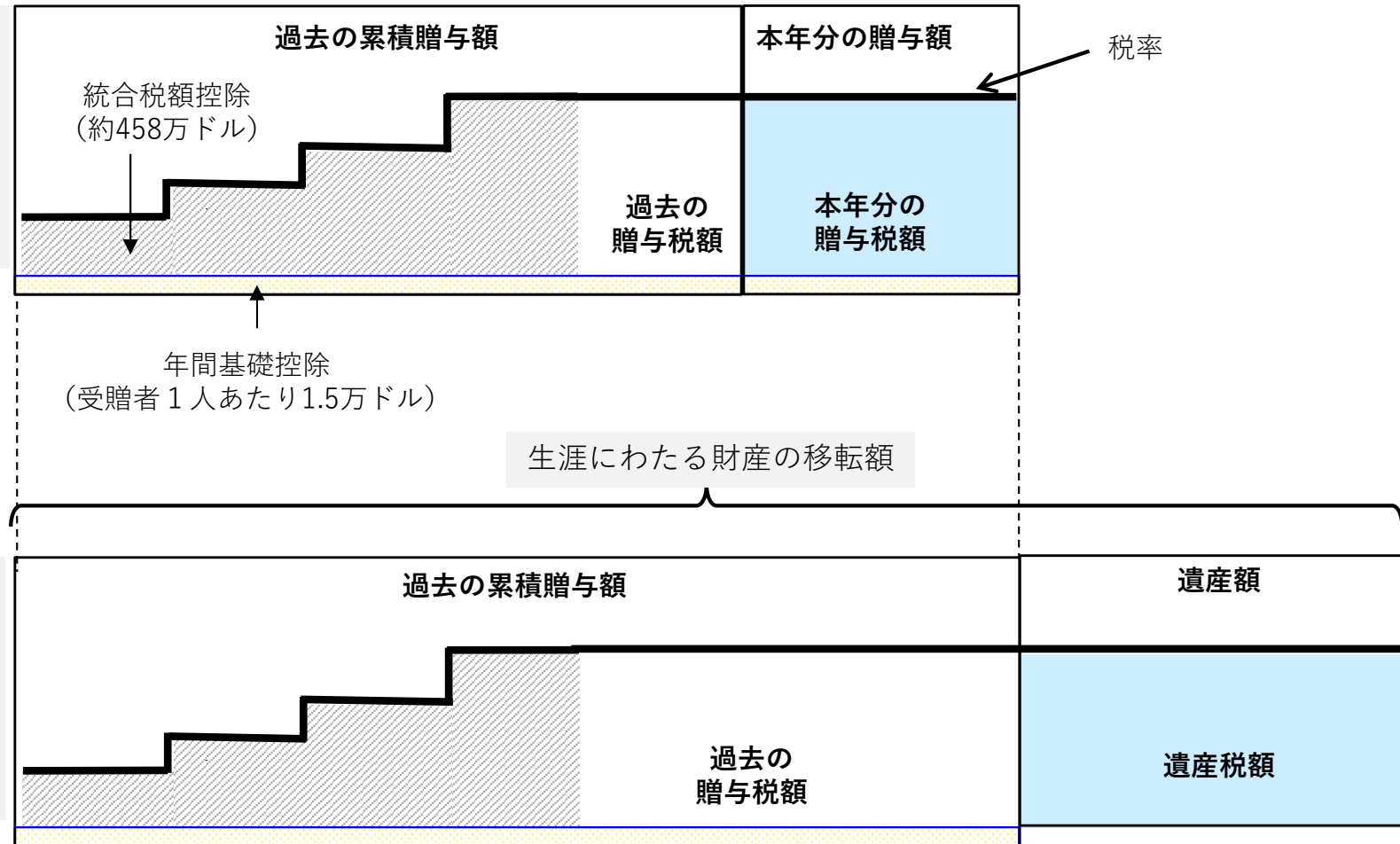
米 (遺産課税方式)	①贈与税と遺産税は統合されており、②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税  に遺産税（相続税）を一体的に課税 ※過去贈与分に対応する税額（納付済の実額）は遺産税額から控除	一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定 資産移転の時期に 中立的
独・仏 (遺産取得課税方式)	①贈与税と相続税は統合されており、②一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税  に相続税を一体的に課税 ※過去贈与分に対応する税額（過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額）は相続税額から控除	一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定 資産移転の時期に 中立的
日本 (法定相続分課税方式)	①贈与税と相続税は別体系で、②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税  に相続税を課税 ※死亡前3年間の贈与に対応する税額（納付済の実額）は相続税額から控除（控除不足額は還付しない）	生前贈与と相続では税負担が大きく異なる 資産移転の時期に 中立的でない
日本 (精算課税方式)	①贈与税と相続税は別体系だが、②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税  に相続税を一体的に課税 ※選択後の累積贈与分に対応する税額（納付済の実額）は相続税額から控除（控除不足額は還付）	選択後は生前贈与と相続で税負担が一定 資産移転の時期に 中立的

米国の贈与税・遺産税【遺産課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・遺産税で統合されている。税額控除（基礎控除に相当する部分）も、贈与税・遺産税で生涯累積。
⇒生涯にわたる税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

贈与時

- ・ 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額に累進税率を適用
- ・ 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除



相続時

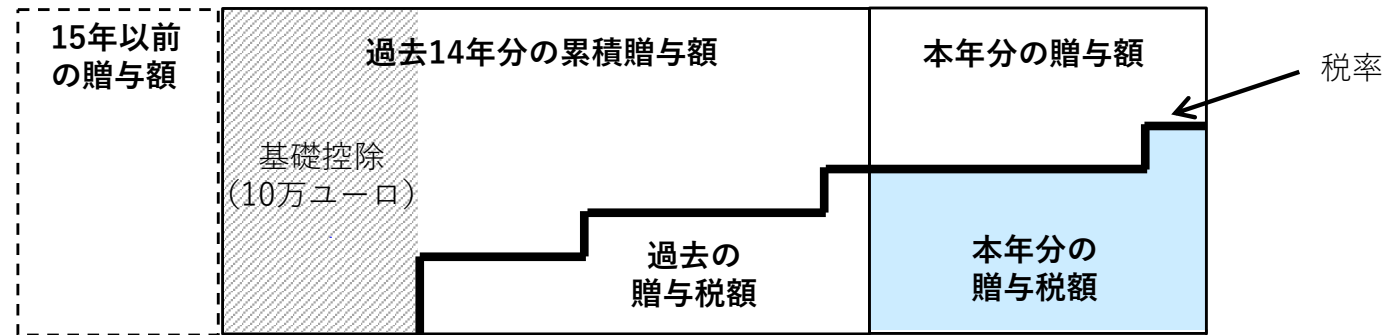
- ・ 年間基礎控除額を超える「過去の累積贈与額」と「遺産額」との合計額に累進税率を適用
- ・ 統合税額控除額・過去の贈与税額を控除

フランスの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去15年間の財産の移転額を累積して課税。
- 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で15年間累積。
⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

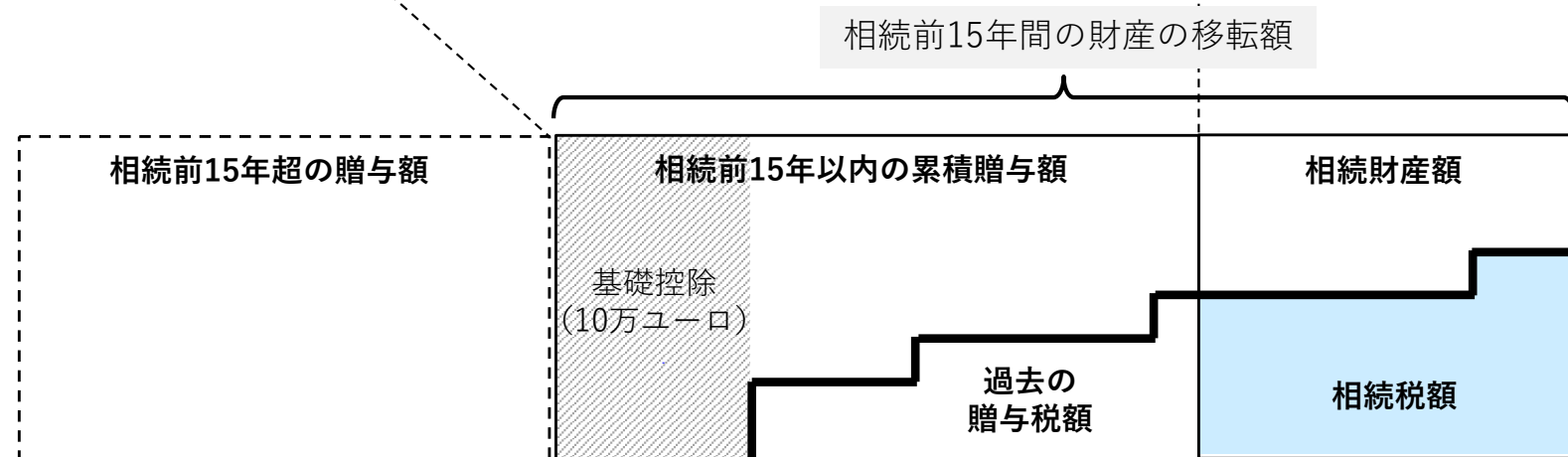
贈与時

- ・ 「過去14年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去14年間の贈与税額を控除



相続時

- ・ 「相続前15年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前15年以内の贈与税額を控除



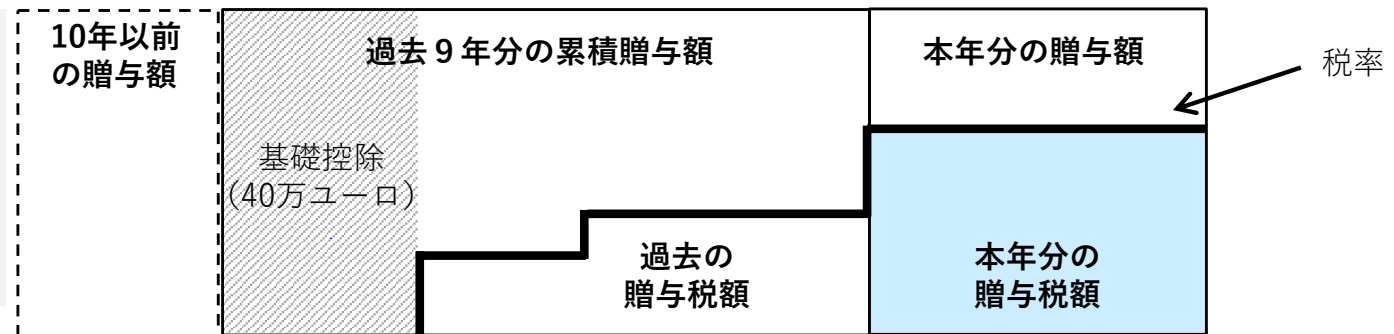
(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

ドイツの贈与税・相続税【遺産取得課税方式】

- 贈与時・相続時の双方で、過去10年間の財産の移転額を累積して課税。
 - 税率表は、贈与税・相続税で統合されている。基礎控除も、贈与税・相続税で10年間累積。
- ⇒ 一定期間の贈与・相続で税負担が一定となり、資産移転の時期に対して中立的。贈与税は、贈与段階で課税が完結。

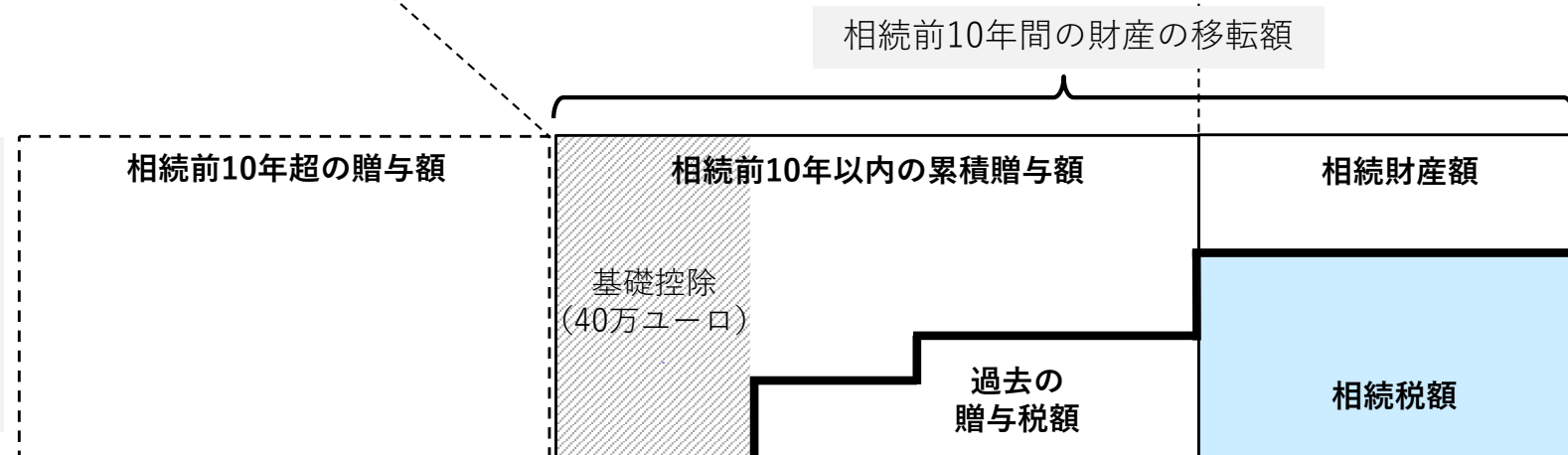
贈与時

- ・ 「過去9年分の累積贈与額」と「本年分の贈与額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 過去9年間の贈与税額を控除



相続時

- ・ 「相続前10年以内の累積贈与額」と「相続財産額」との合計額より基礎控除額を差し引いた額に累進税率を適用
- ・ 相続前10年以内の贈与税額を控除



(注) 基礎控除の額は、財産取得者が子である場合。

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（抄）

第二 令和時代の税制のあり方

令和元年9月26日
政府税制調査会

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

② 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

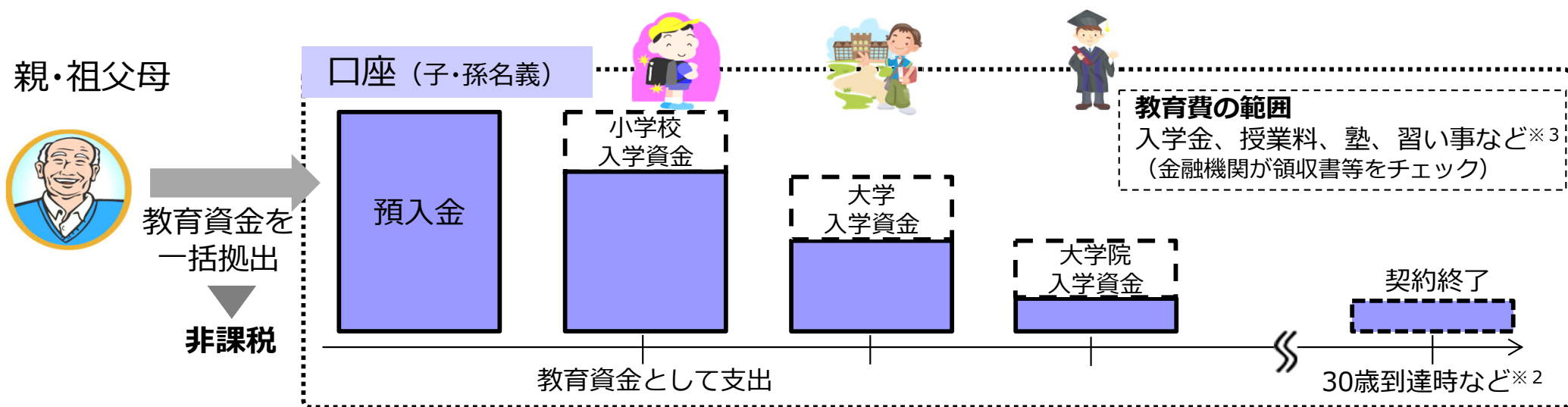
諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくこととあわせて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- **概 要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、**1,500万円まで非課税**とする。
- **適 用 期 間**：平成25年4月1日～令和5年3月31日
- **受 贈 者**：子・孫（0歳～29歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算※1
- **契約終了時**：残高に対して、贈与税を課税



※1 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。

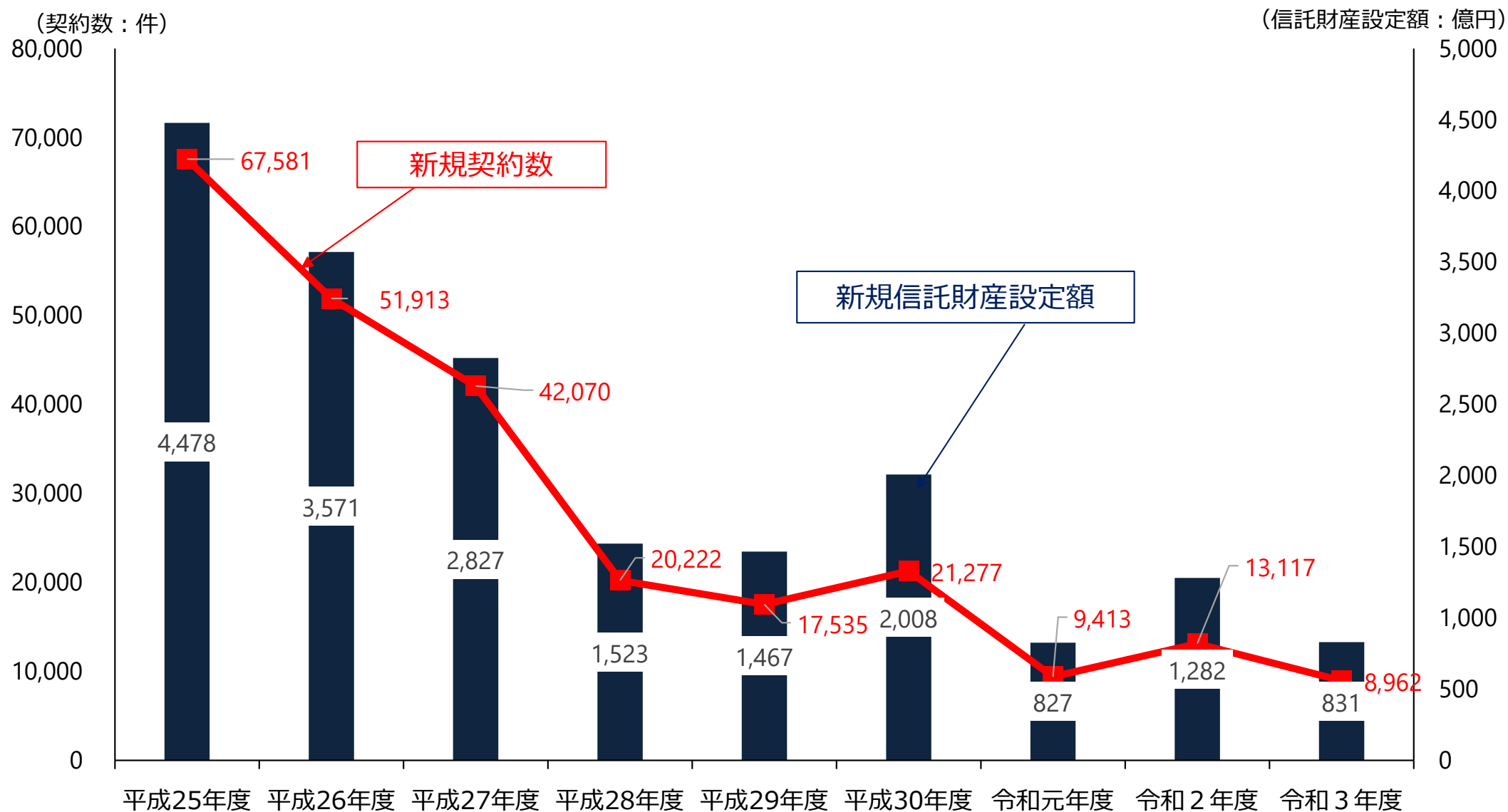
※2 (1)30歳に達した日（学校等に在学・教育訓練を受講中の場合を除く）、(2)30歳に達した日後に年間で学校等に在学・教育訓練を受講した日があった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産等が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

※3 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用に限定。

（参考）令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：25万2,090件、信託財産設定額：約1兆8,814億円

教育資金贈与信託の受託状況

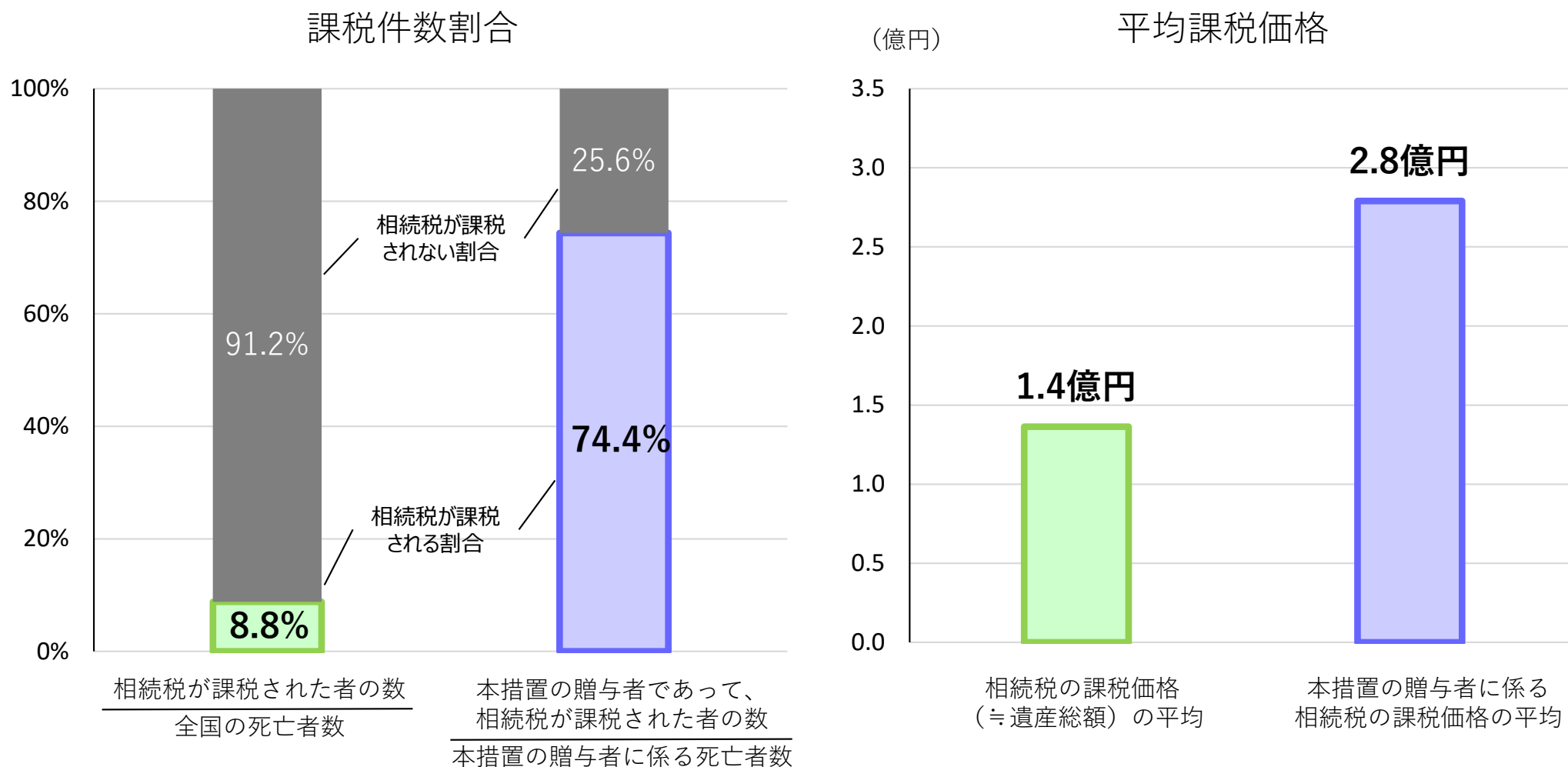
- 利用実績は、延べ252,090件、1.88兆円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で8,962件、831億円（R4.3時点）



(注) 信託協会公表の実績による。

教育資金の一括贈与に係る非課税措置の適用実態

- 実際の申告データ等を基に分析したところ、教育資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者が亡くなった際に、相続税が課税される割合は約74%（一般に相続税が課税される割合は8.8%）。
- また、同措置を活用した贈与者に係る相続税の課税価格（≡遺産総額）の平均は2.8億円（一般の課税価格の平均は1.4億円）。



(参考) 教育資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者の情報と相続税申告データ（令和2年分）等から作成。
(出典) 主税局調べ。

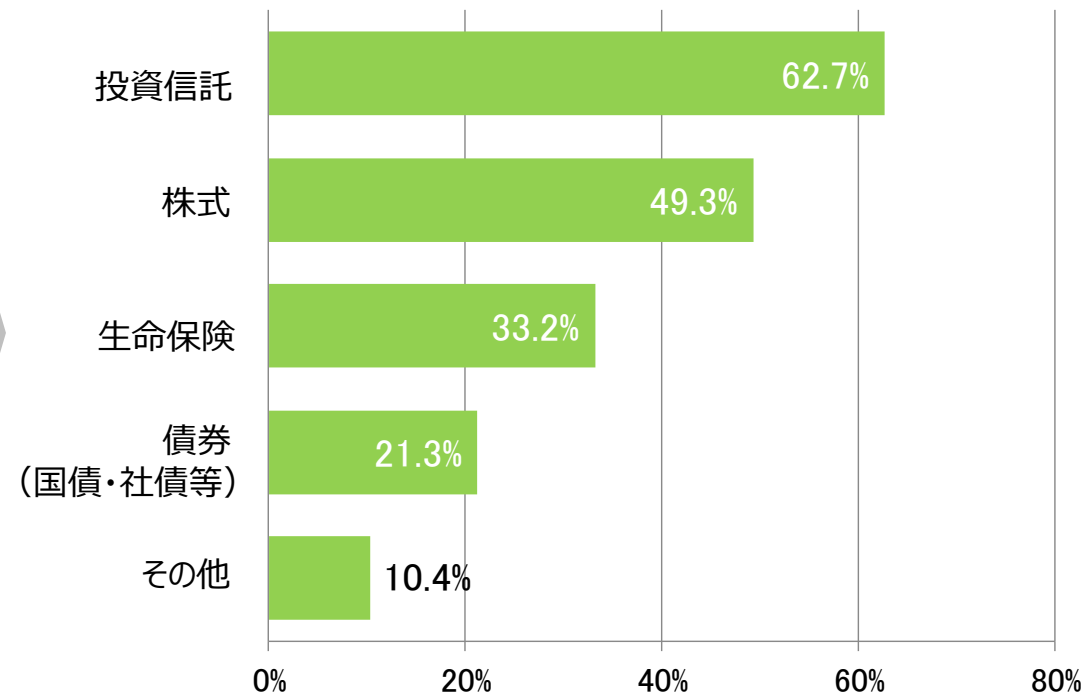
教育資金贈与による負担軽減分の利用方法

- 本制度を利用した贈与（これまでの累計）のうち、祖父母・曾祖父母から孫への贈与が98%（主税局調べ）。
- 業界団体によるアンケート調査（対象：親権者等）によると、本制度を利用した贈与によって、教育資金の負担が軽減された分について、「将来に備えて資産形成を行いたい」との回答が48%。
- 孫に対する教育資金贈与の一部が、経済実態上、親の資産形成に活用されていることがうかがわれ、親に対する資産移転として機能している可能性。

Q. この商品（制度）によって教育資金の負担が軽くなった分を、どのように利用したいと思いますか。（複数回答可）

さらに充実した教育を受けさせたい	60.8%
将来に備えて資産形成を行いたい	48.1%
他の支出（※）に充てたい	37.7%
その他	1.6%

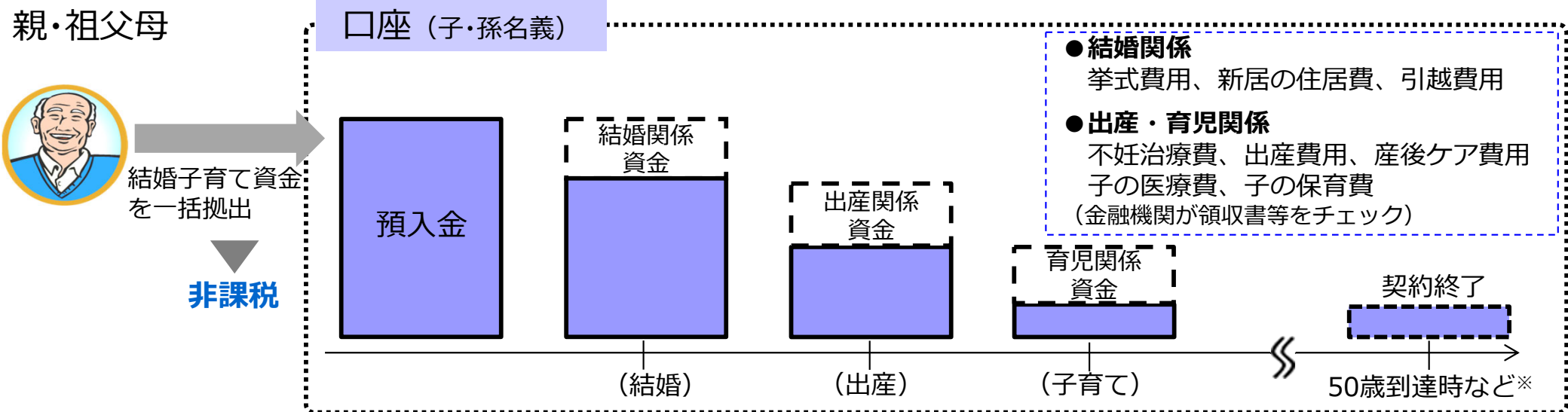
Q. （「将来に向けて資産形成を行いたい」と答えた回答者に質問）資産形成にあたってどのような運用方法を予定していますか。（複数回答可）



※他の支出：生活費、旅行・レジャー等遊興費、耐久消費財（家具、家電、自動等）
住宅の取得・増改築等

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

- **概 要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、**1,000万円まで非課税**とする。
- **適 用 期 間**：平成27年4月1日～令和5年3月31日
- **受 贈 者**：子・孫（18歳～49歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算
- **契約終了時**[※]：残高に対して、贈与税を課税



※ (1) 50歳に達した日、(2) 信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

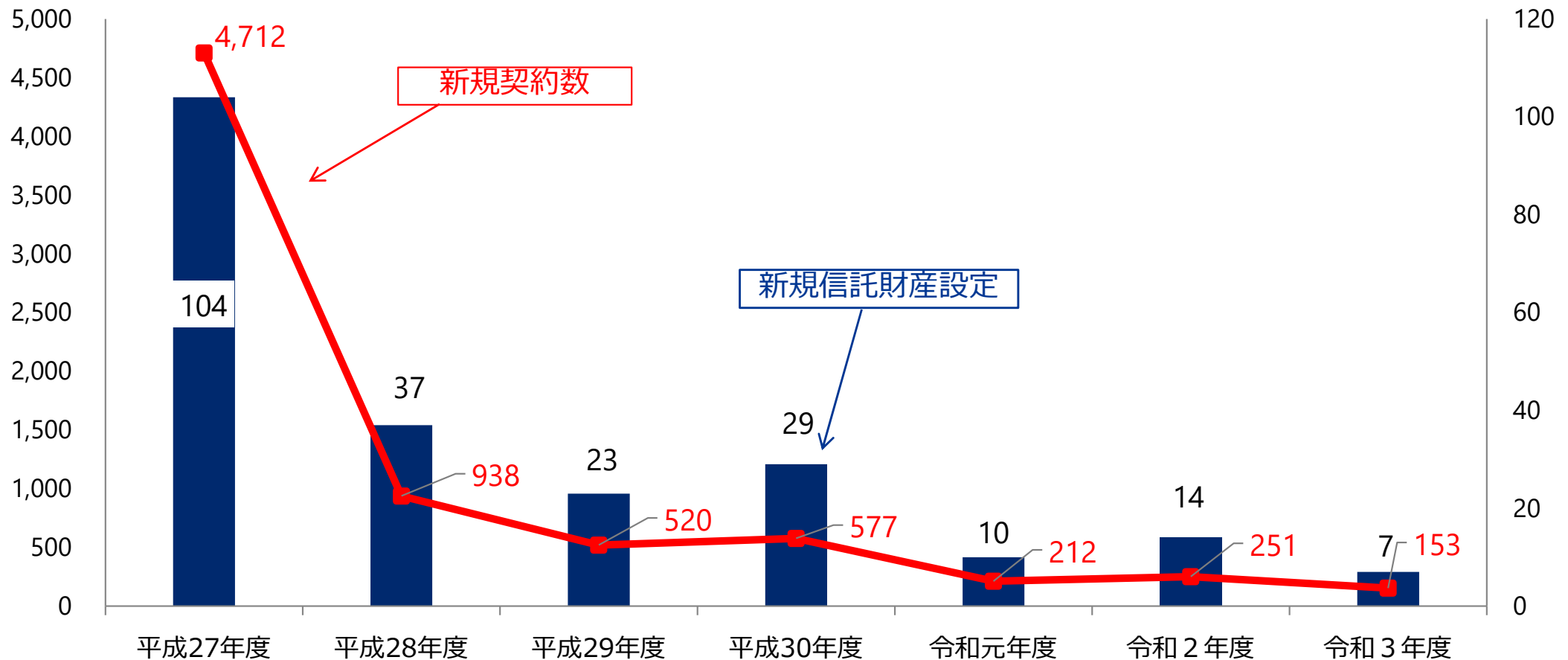
(参考) 令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：7,363件、信託財産設定額：約224億円

結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ7,363件、224億円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で153件、7億円（R4.3時点）

（契約数：件）

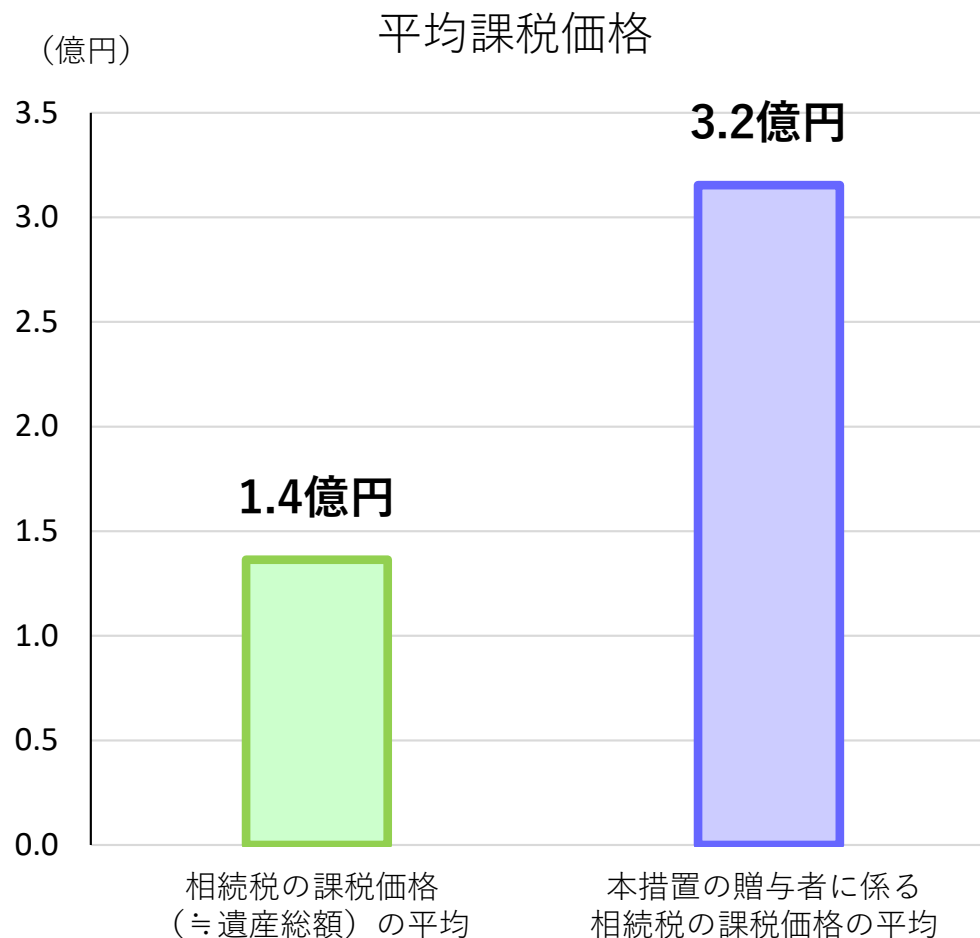
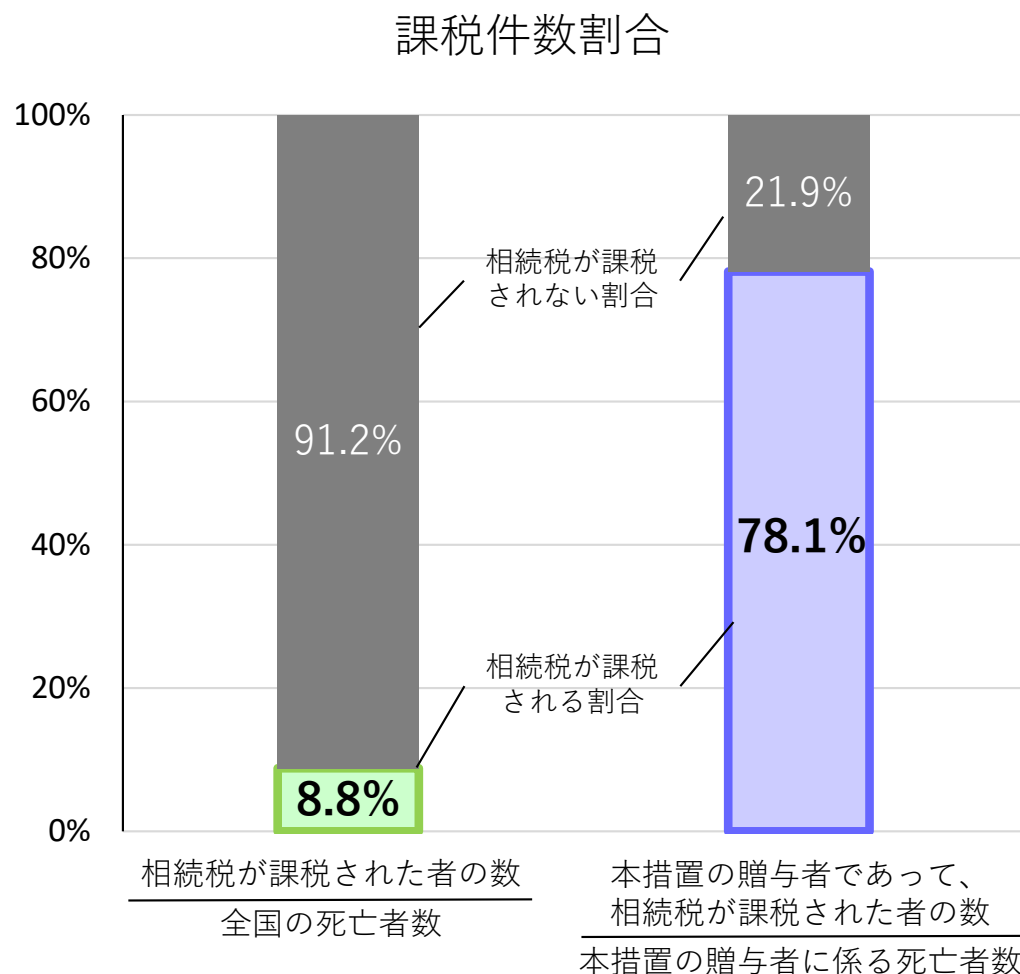
（信託財産設定額：億円）



（注）信託協会公表の実績による。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の適用実態

- 実際の申告データ等を基に分析したところ、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者が亡くなった際に、相続税が課税される割合は約78%（一般に相続税が課税される割合は8.8%）。
- また、同措置を活用した贈与者に係る相続税の課税価格（≡遺産総額）の平均は3.2億円（一般の課税価格の平均は1.4億円）。



（参考）結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置を活用した贈与者の情報と相続税申告データ（令和2年分）等から作成。
（出典）主税局調べ。

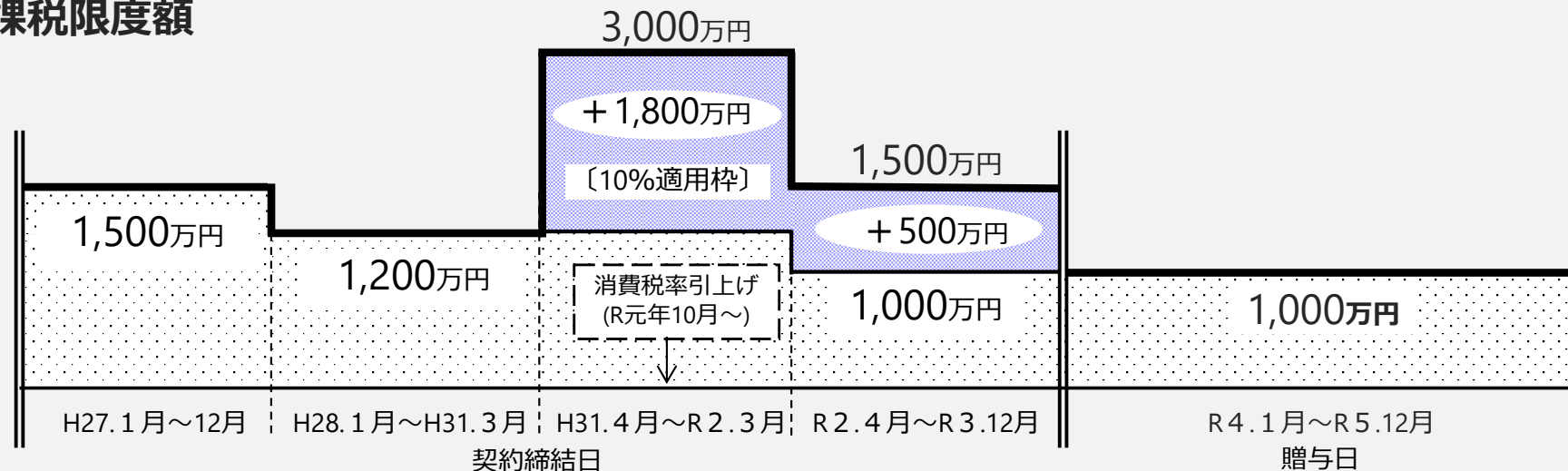
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

- 親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。
（令和5年12月31日までの措置）

■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下 など）

■ 非課税限度額

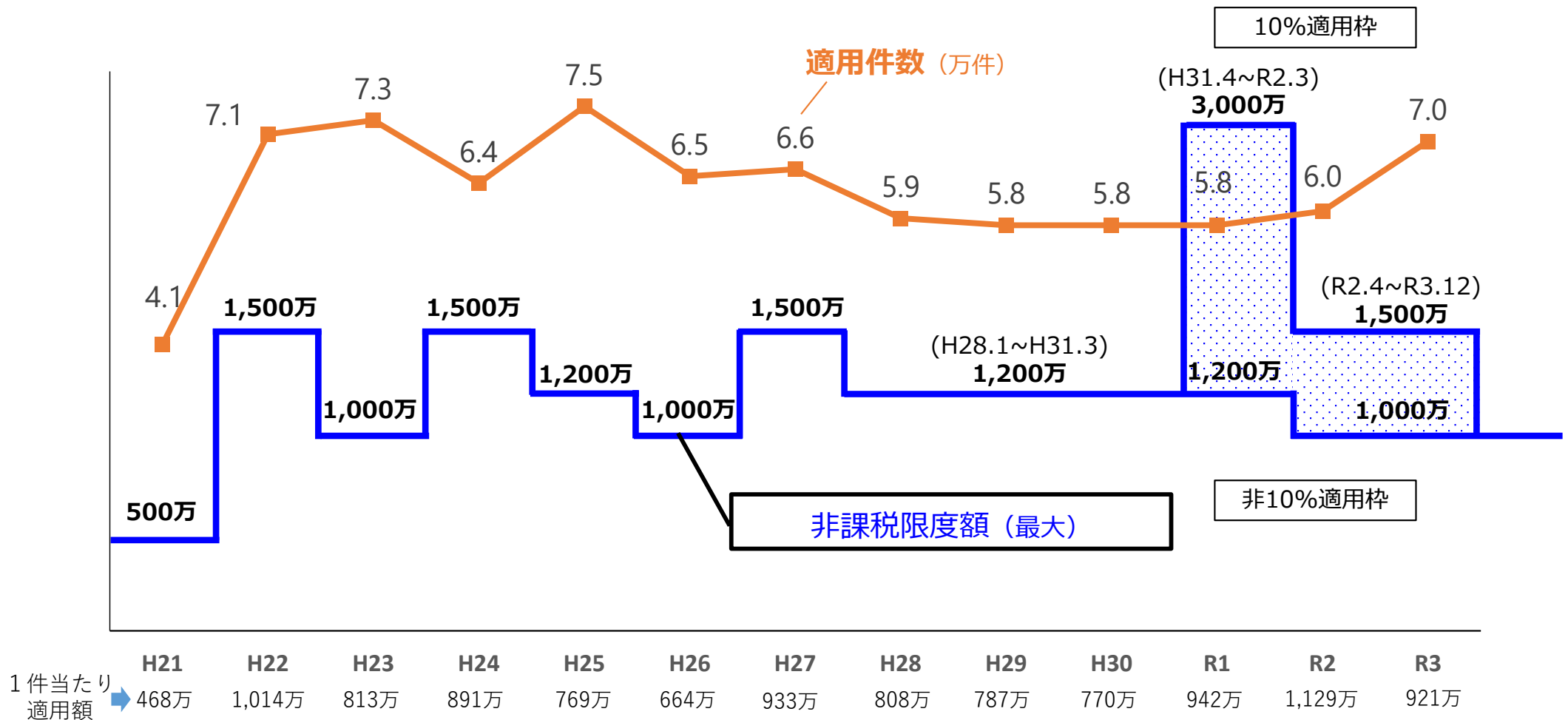


- (注) 1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。
2 受贈者の年齢要件：18歳以上
3 既存住宅は、①耐震基準に適合していること 又は ②昭和57年以降に建築されていること が必要。
4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和5年12月末まで1,500万円（耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）。
5 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用状況

○ 非課税限度額の水準にかかわらず、適用件数はほぼ横ばいで推移。

(参考) 令和3年度の住宅着工戸数(持家・分譲住宅)は、約53万戸。



(注1) 計数は、国税庁の報道発表資料による。

(注2) 非課税限度額は、平成27年から令和3年までは住宅取得等に係る契約の締結時期、それ以外は贈与時期に応じて決まる金額。

経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（抄）

第二 令和時代の税制のあり方

令和元年9月26日
政府税制調査会

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

② 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

參考資料

第4回政府税制調査会（令和2年11月13日）総会でいただいた主なご意見

- 「老老相続」が進み、高齢世代に資産が偏在するとともに、世代間での資産の移転時期が遅くなっており、**早期の移転を促す観点から、資産の移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて議論を進めるべき。**
- 相続税の累進回避を防止するため、我が国の贈与税は高い税率が設定されているにもかかわらず、贈与のタイミング等进行操作することにより、富裕層の節税的な行動が可能となっているのは問題。**資産の再分配機能の確保の観点から、制度的な対応が必要。**
- 現行の法定相続分課税方式は、どのような者の間の公平や再分配を念頭においているのか見えにくい。法定相続分課税方式が導入された頃からの社会的な前提条件の変化を踏まえ、**遺産税方式または遺産取得課税方式に立って議論する方がわかりやすいのではないか。**
- 中立性や公平性の観点からは、**諸外国のように、生涯にわたる財産の移転額を累積して課税する仕組みが望ましい。**ただ、**制度面だけでなく、**贈与の際の税務当局への申告の方法や、税務当局における資産の累積状況の把握など、**執行面にも配慮して検討する必要。**
- **相続時精算課税制度は中立性の観点からは暦年課税よりも優れている**が、暦年課税との選択制であり利用が進んでいない。現状を分析し、税負担が一定となることで移転時期を気にせずに贈与ができる環境を整えるべき。
- **贈与税の非課税措置は、**限度額の範囲内では何らの税負担も求めない制度となっており、資産を有する層とそうでない層との間で、格差の固定化を助長する面がある。**政策効果を踏まえつつ、見直しが必要ではないか。**

令和4年度税制改正大綱（抄）

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 相続税・贈与税のあり方

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要である。

わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

相続税の合計課税価格階級別の課税状況等（令和２年分）

合計課税価格 階級区分	件 数		納 付 税 額		平 均 課税価格	平 均 納付税額	負担割合
	件 数	累積割合	税 額	累積割合	(a)	(b)	(b)／(a)
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ ５千万円	11,774	9.8	88	0.4	4,444	75	1.7
～ １億円	61,387	60.8	1,573	7.9	7,095	256	3.6
～ ２億円	31,056	86.6	3,620	25.2	13,666	1,166	8.5
～ ３億円	7,985	93.2	2,590	37.6	24,098	3,243	13.5
～ ５億円	4,810	97.2	3,324	53.5	37,805	6,910	18.3
～ ７億円	1,528	98.5	2,004	63.1	58,459	13,117	22.4
～ １０億円	855	99.2	1,769	71.6	82,632	20,687	25.0
～ ２０億円	745	99.8	2,825	85.1	132,963	37,917	28.5
～ １００億円	214	99.9	2,151	95.4	305,626	100,515	32.9
１００億円超	18	100.0	972	100.0	1,576,811	539,744	34.2
合 計	120,372		20,915		13,619	1,737	12.8

（備考） 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数である（修正申告を含まない）。

贈与税（暦年課税）の取得財産価額階級別の課税状況等（令和2年分）

〔暦年課税分〕

取得財産価額 階 級 区 分	人 員			納 付 税 額			平均取得 財産価額 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	人 員	構成比	累積比	税 額	構成比	累積比			
	件	%	%	億円	%	%	万円	万円	%
～ 150万円	113,120	31.1	31.1	12.3	0.6	0.6	120.8	1.1	0.9
～ 200万円	44,470	12.2	43.3	33.8	1.5	2.1	186.3	7.6	4.1
～ 400万円	119,827	32.9	76.2	224.5	10.2	12.3	293.8	18.7	6.4
～ 700万円	55,944	15.4	91.5	299.5	13.6	25.9	518.1	53.5	10.3
～ 1,000万円	15,667	4.3	95.8	205.3	9.3	35.3	844.5	131.1	15.5
～ 2,000万円	11,284	3.1	98.9	262.3	11.9	47.2	1,360.5	232.5	17.1
～ 3,000万円	2,503	0.7	99.6	105.9	4.8	52.0	2,336.6	423.1	18.1
～ 5,000万円	717	0.2	99.8	102.5	4.7	56.7	3,746.9	1,429.7	38.2
～ 1億円	363	0.1	99.9	115.4	5.3	62.0	6,935.3	3,178.8	45.8
～ 3億円	256	0.1	99.9	223.4	10.2	72.1	17,568.4	8,725.8	49.7
～ 5億円	68	0.0	99.9	132.4	6.0	78.1	39,920.6	19,463.2	48.8
～ 10億円	46	0.0	99.9	154.1	7.0	85.2	69,015.2	33,497.8	48.5
10億円超	30	0.0	100.0	326.1	14.8	100.0	213,513.3	108,713.3	50.9
合 計	364,295	100.0		2,197.5	100.0		391.3	60.3	15.4

（備考） 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数である（修正申告を含まない）。

贈与税（相続時精算課税）の取得財産価額階級別の課税状況等（令和2年分）

〔相続時精算課税分〕

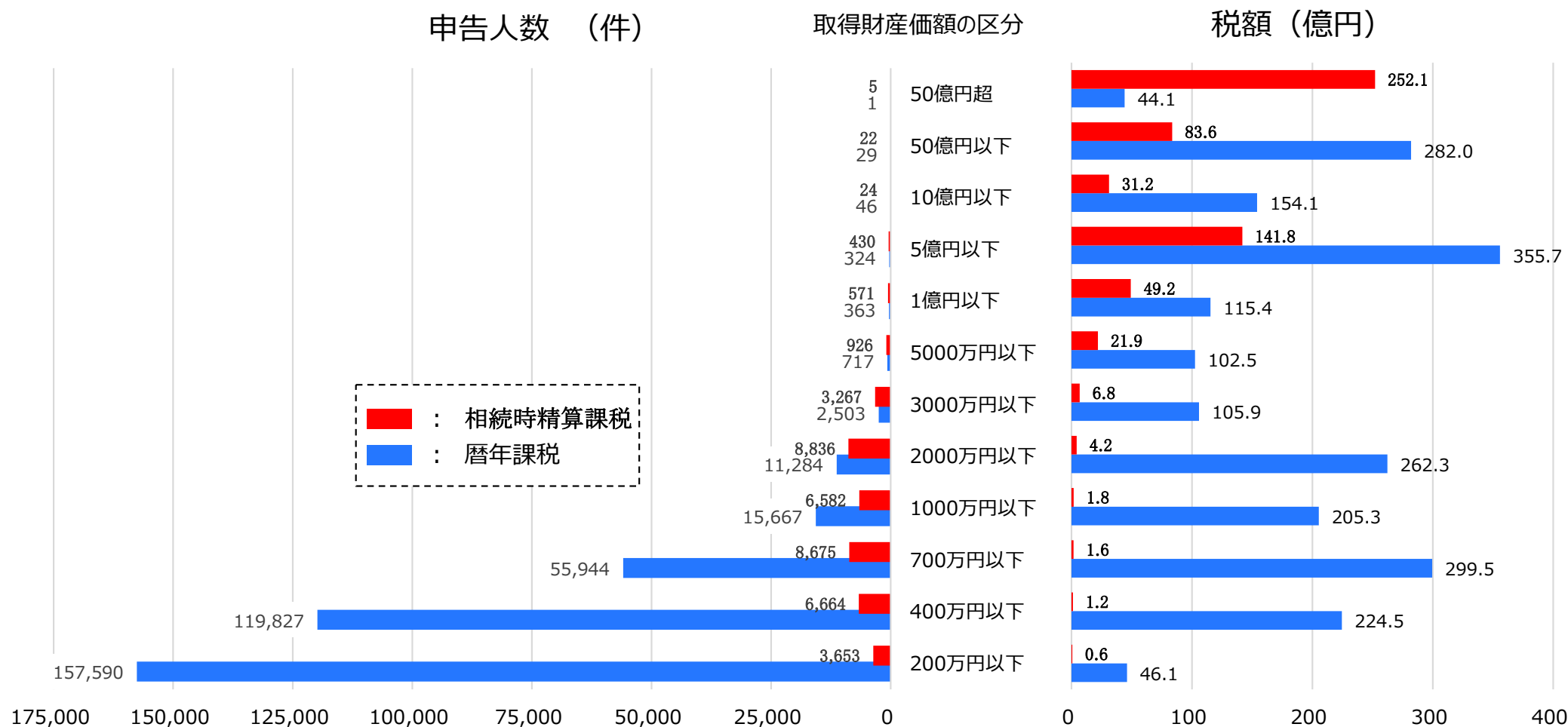
取得財産価額 階 級 区 分	人 員			納 付 税 額			平均取得 財産価額 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	人 員	構成比	累積比	税 額	構成比	累積比			
	件	%	%	億円	%	%	万円	万円	%
～ 150万円	2,105	5.3	5.3	0.4	0.1	0.1	99.1	1.9	1.9
～ 200万円	1,548	3.9	9.2	0.2	0.0	0.1	179.4	1.6	0.9
～ 400万円	6,664	16.8	26.0	1.2	0.2	0.3	303.5	1.8	0.6
～ 700万円	8,675	21.9	47.9	1.6	0.3	0.6	543.1	1.9	0.3
～ 1,000万円	6,582	16.6	64.5	1.8	0.3	0.9	869.7	2.8	0.3
～ 2,000万円	8,836	22.3	86.8	4.2	0.7	1.6	1,434.6	4.8	0.3
～ 3,000万円	3,267	8.2	95.0	6.8	1.1	2.7	2,410.1	20.8	0.9
～ 5,000万円	926	2.3	97.3	21.9	3.7	6.4	3,791.9	236.7	6.2
～ 1億円	571	1.4	98.8	49.2	8.3	14.7	6,994.7	861.8	12.3
～ 3億円	369	0.9	99.7	99.6	16.7	31.4	16,205.1	2,697.8	16.6
～ 5億円	61	0.2	99.8	42.3	7.1	38.5	37,583.6	6,932.8	18.4
～ 10億円	24	0.1	99.8	31.2	5.2	43.7	68,370.8	12,991.7	19.0
10億円超	27	0.1	100.0	335.7	56.3	100.0	624,381.5	124,322.2	19.9
合 計	39,655	100.0		596.2	100.0		1,709.0	150.3	8.8

（備考）1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数である（修正申告を含まない）。

贈与税の取得財産価額別の申告人数・税額（令和2年分）

- 暦年課税での受贈者（36.4万人）は、基礎控除額近傍での贈与（200万円以下）が多い。
- 相続時精算課税での受贈者（4.0万人）は、暦年課税と比較すると、より高額での贈与（400万円以下の区分～2,000万円以下の区分）が多い傾向が見られる。



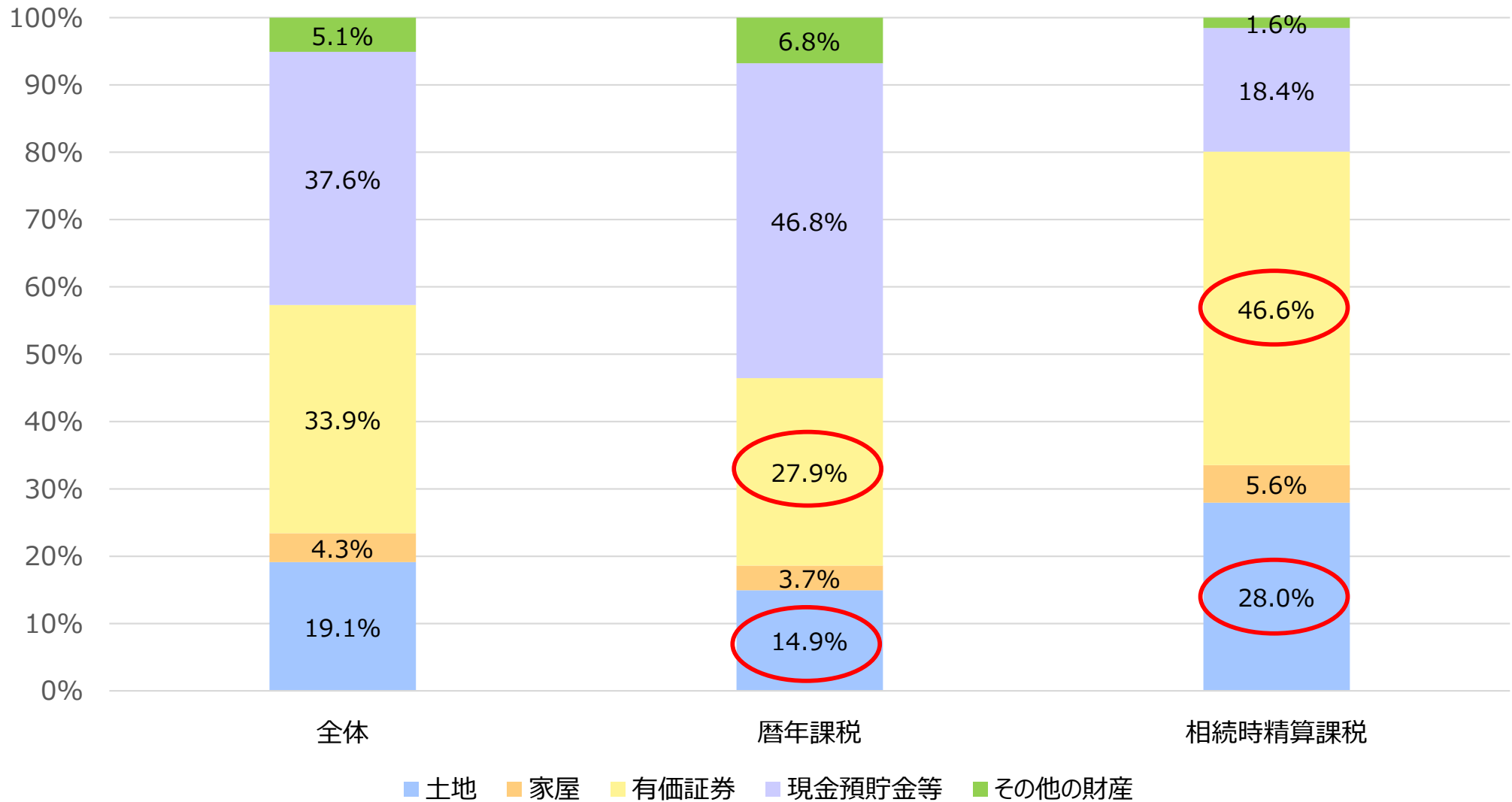
（出典）国税庁統計年報書

（注）「申告人数」は、申告義務のある者の計数である。

「税額」は、納税猶予税額を控除する前の計数である。

贈与税の財産種類別構成割合（令和2年分）

○ 相続時精算課税は、暦年課税と比べ、土地や有価証券の占める割合が高い（現預金の占める割合は低い）。

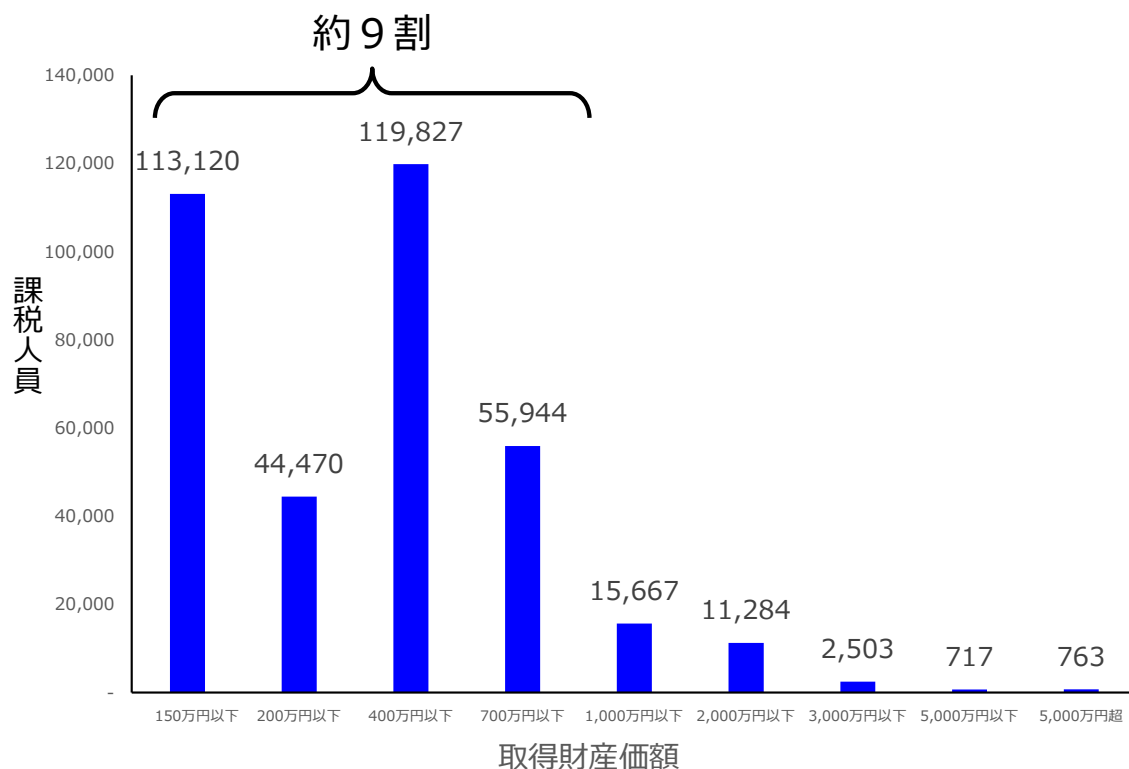


(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの件数である（修正申告を含まない）。

取得財産価額階級別の課税人員 と 連年で贈与を受けている割合

- 暦年課税の贈与（36.4万人）は、取得財産価額700万円以下（限界税率：10%～20%）が約9割となっている。
- 平成26年分の贈与税の申告書を提出した者について、翌年分以降の申告状況を分析したところ、複数年にわたって連続して贈与を受けているケースが見受けられた。

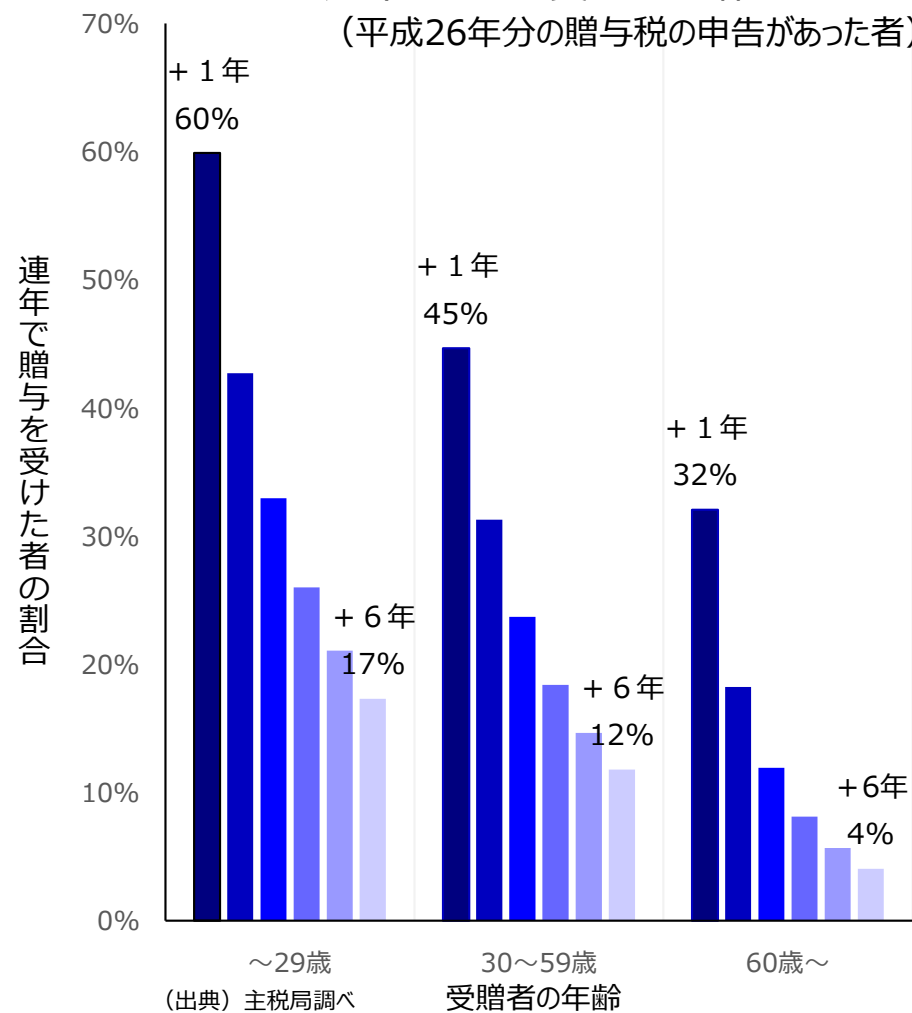
■ 暦年課税の課税人員分布（令和2年分）



（出典）「国税庁統計年報書」より作成

（注）「課税人員」は、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）の計数である。

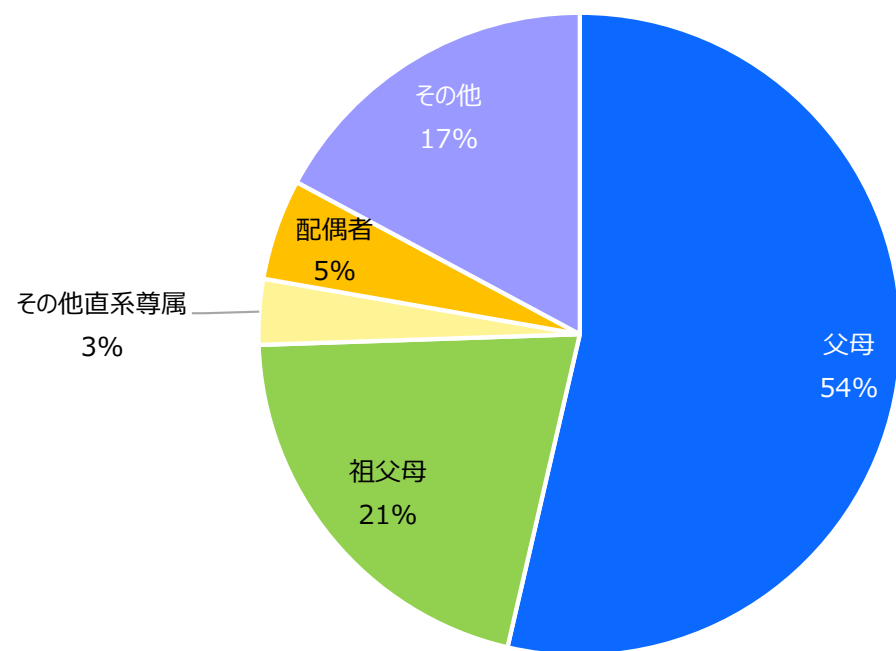
■ 連年で贈与を受けている割合
（平成26年分の贈与税の申告があった者）



続柄別 贈与件数割合 と 贈与者の年齢別・続柄別 贈与額

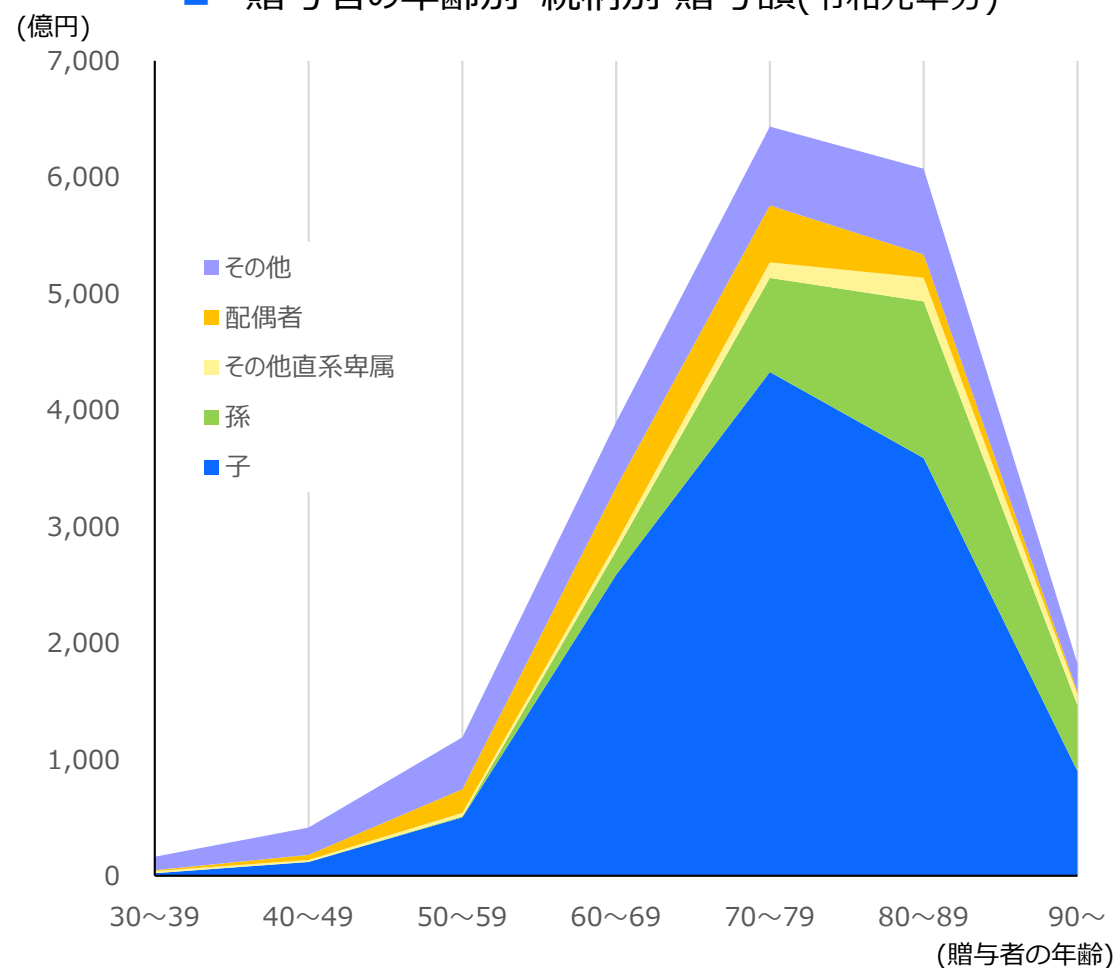
- 実際の申告データを分析したところ、贈与者を続柄別に見ると、父母からの贈与が過半を占める。他方、祖父母からの贈与も2割程度存在。
- 贈与者の年齢別に受贈者の続柄を積み上げ面グラフで表したところ、右図の通り。

■ 続柄別 贈与件数の割合(令和元年分)



(出典) 主税局調べ。

■ 贈与者の年齢別・続柄別 贈与額(令和元年分)



(出典) 主税局調べ。

贈与税の基礎控除の規定

○ 相続税法（抄）

（贈与税の基礎控除）

第二十一条の五 贈与税については、課税価格から六十万円を控除する。

【平成13年度創設】

○ 租税特別措置法（抄）

（贈与税の基礎控除の特例）

第七十条の二の四 平成十三年一月一日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税については、相続税法第二十一条の五の規定にかかわらず、課税価格から百十万円を控除する。この場合において、同法第二十一条の十一の規定の適用については、同条中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の四（贈与税の基礎控除の特例）」とする。

2 前項の規定により控除された額は、相続税法その他贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の五の規定により控除されたものとみなす。

主要国における相続税の概要

(2022年1月現在)

区分	日本	米国	英国	ドイツ		フランス	
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式		遺産取得課税方式	
最低税率	10%	18%	40% (注3)	7% (注5)	続柄の親疎により、 税率は3種類 (最高税率50%)	5% (注5)	続柄の親疎により、 税率は4種類 (最高税率60%)
最高税率	55%	40%		30% (注5)		45% (注5)	
税率の刻み数	8	12	1 (注3)	7		7	
基礎控除等	3,000万円 + 600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除：1,206万ドル (注2) (13.7億円) 配偶者：免税	基礎控除：32.5万ポンド (注3、4) (5,005万円) 配偶者：免税	配偶者 (注6、7、9) ： 剰余調整分+75.6万ユーロ (9,828万円) 子 (注7、8、9)：40万ユーロ (5,200万円)		配偶者：免税 (注7、9) 子：10万ユーロ (1,300万円)	
累積制度	相続前3年間に (注1) 贈与された財産	相続前 (全期間) に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 (注3)	相続前10年間に 贈与された財産		相続前15年間に 贈与された財産	

(注 1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。

(注2) 遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する（過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可）。贈与税にかかる年間の控除額（受贈者1人あたり1.6万ドル（182万円））を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。なお、基礎控除は、贈与税と遺産税に共通する生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。

(注3) 相続税率は原則40%。なお、原則として贈与については、贈与時には課税されない（一定の信託への譲渡を除く）が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8～40%の税率で課税される（贈与後7年を経過した財産については非課税）。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額（贈与者1人あたり3,000ポンド（46万円）、残額は翌年度にのみ繰り越し可）を控除した残額を、相続財産価額に合算する。

(注4) 居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が17.5万ポンド(2,695万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(3億800万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注5) ドイツの税率は配偶者及び子等、フランスの税率は子等の税率による。

(注6) 配偶者に対する相続において、剰余調整分（婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1）が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ（6,500万円）及び特別扶養控除25.6万ユーロ（3,328万円）が認められる。

(注7) ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する（各累積期間中納付贈与税額については、相続税額から控除可）。

(注8) 子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(5,200万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(134万円)～52,000ユーロ(676万円)の特別扶養控除が認められる。

(注 9) ドイツでは両親や兄弟姉妹等、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。

(備考 1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。

(備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和4年(2022年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における贈与税の概要

(2022年 1 月現在)

		日本		米国	英国 (相続税の一部) (注6)	ドイツ		フランス	
		暦年課税	相続時 精算課税						
納税義務者		受贈者	受贈者 (注3)	贈与者	贈与者	受贈者		受贈者	
税率	最低税率	10%	20%	18%	－	7% (注8)	続柄の親疎により 税率は3種類 (最高税率50%)	5% (注8)	続柄の親疎により 税率は5種類 (最高税率60%)
	最高税率	55% (注1)		40%		30% (注8)		45% (注8)	
	税率の 刻み数	8 (注1)	1	12	－	7		7	
累積制度		なし	あり (過去全て)	あり (過去全て)	－	あり (過去10年分)		あり (過去15年分)	
相続財産 への合算		過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分		過去15年分	
基礎控除等		基礎控除 (年間) (注2) ：110万円	特別控除 (累積) (注2) ：2,500万円	生涯累積 (遺産税と共通) (注4、5) ：1,206万ドル (13.7億円) 配偶者：免税	7年累積 (注7) ：32.5万ポンド (5,005万円) 配偶者：免税	10年累積 (相続税と共通) (注9) ・配偶者：50万ユーロ (6,500万円) ・子：40万ユーロ (5,200万円) 等		15年累積 (相続税と共通) (注9) ・配偶者：80,724ユーロ (1,049万円) ・子：10万ユーロ (1,300万円) 等 (注10)	

(注1) 直系尊属から20歳（令和4年4月1日以後の贈与については、18歳）以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2) 日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3) 日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳（令和4年4月1日以後の贈与については、18歳）以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4) 贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する（過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可）。贈与財産の価額から年間の控除額（受贈者1人あたり1.6万ドル（182万円））を控除した額について、贈与財産価額・遺産価額に合算する。

(注5) 生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。

(注6) 英国においては相続税（Inheritance Tax）から独立した形での贈与税という税目は存在せず、原則として贈与時には課税されない（一定の信託への譲渡等を除く）が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8～40%の税率で課税される（贈与後7年を経過した財産については非課税）。

(注7) 相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額（贈与者1人あたり3,000ポンド（46万円））を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与（相続）する場合は、7年累積分の基礎控除が17.5万ポンド（2,695万円）加算される（ただし、贈与（相続）財産総額が200万ポンド（3億800万円）を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する）。

(注8) ドイツ及びフランスは配偶者及び子等の税率による。ただし、フランスにおいて、配偶者と子等の間で、税率のブラケット幅が一部異なる。

(注9) ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する（各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可）。

(注10) 基礎控除に加えて、贈与者が80歳未満で、受贈者が子、孫又は曾孫の場合、31,865ユーロの控除が認められる（Family gifts制度）。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル＝114円、1ポンド＝154円、1ユーロ＝130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

OECD諸国における資産移転に対する課税

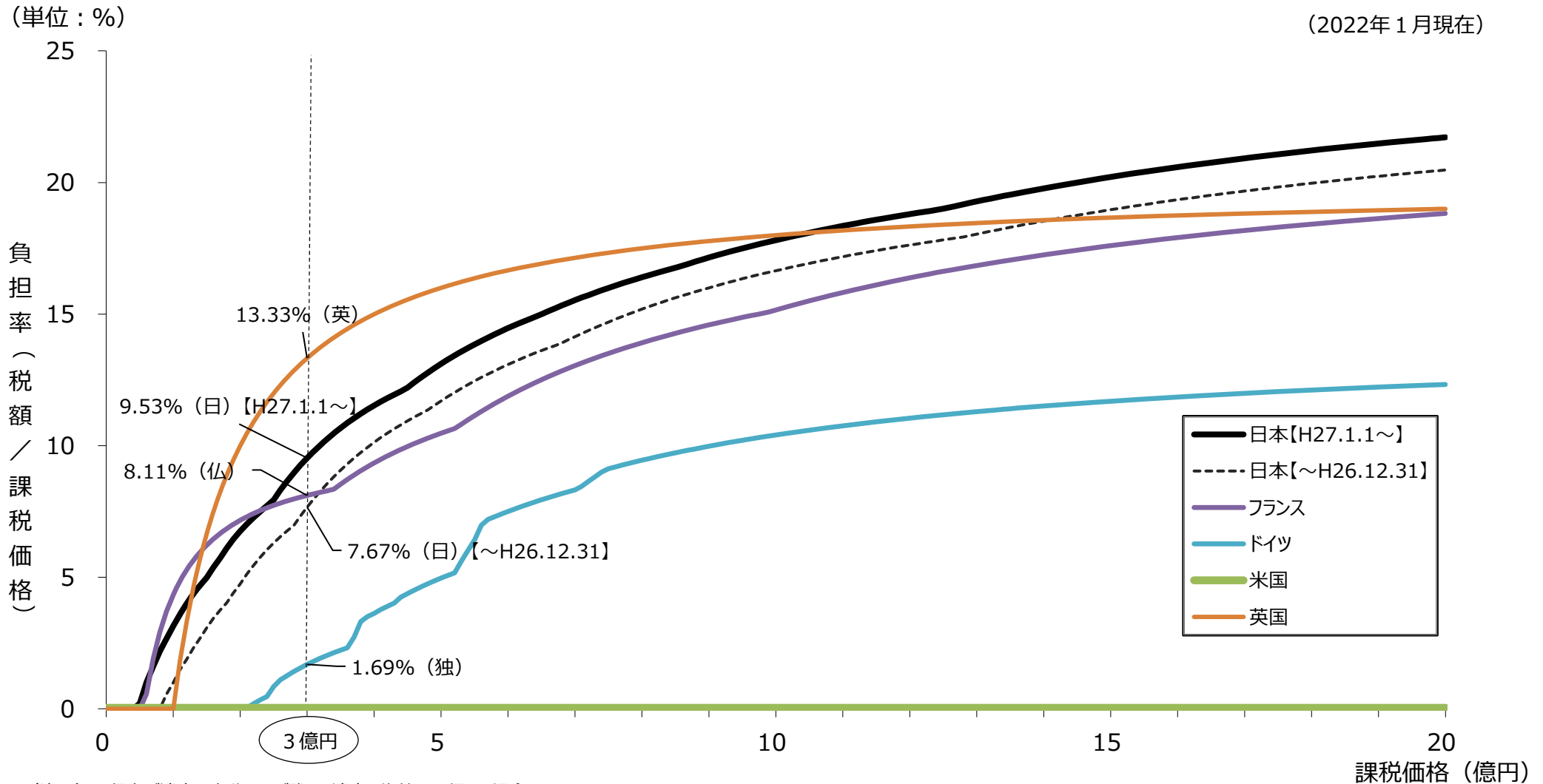
OECD36ヶ国のうち24ヶ国が資産移転に対して課税しており、このうち20ヶ国は受益者に相続税を課している。

税の種類	国
相続税・贈与税	アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ギリシャ、スイス※ ¹ 、 スペイン、スロベニア、チリ、ドイツ、トルコ、日本、ハンガリー、フィンランド、 フランス、ベルギー※ ² 、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルグ
遺産税・贈与税	アメリカ、イギリス、韓国、デンマーク
贈与に対する個人所得課税	ラトビア、リトアニア（相続税とは別に課税）
相続税・遺産税を廃止（カッコ内は廃止した年）	メキシコ('61)、カナダ ('72)、オーストラリア ('79)、イスラエル('80)、 ニュージーランド('92)、スウェーデン('04)、スロバキア('04)、オーストリア ('08)、 チェコ('14)、ノルウェー('14)

※¹ チューリッヒ州

※² ブリュッセル首都圏

主要国における相続税負担率の国際比較（配偶者＋子2人）

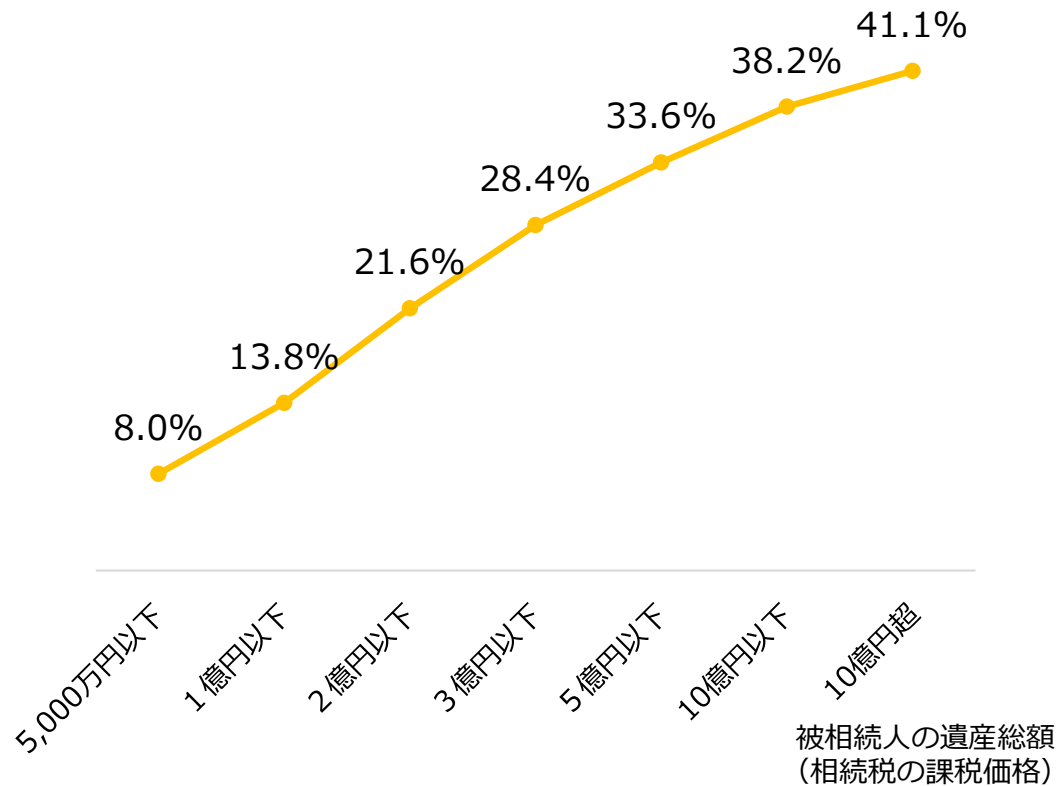


- (注1) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。
- (注2) 英国では、相続財産に家やその持ち分が含まれ、それを直系子孫が相続する場合には基礎控除額が17.5万ポンド（2,695万円）加算される（相続財産総額が200万ポンド（3.08億円）を超える場合、遡減・消失）が、本資料ではこれは加味していない。
- (注3) フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないため、負担率計算においては除外している。
- (注4) ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の2分の1相当額が非課税になる（ここでは、配偶者相続分の2分の1としている）。
- (注5) 米国は、課税価格が約27.4億円までは負担率が0%である。
- (注6) 2018年から2025年までの時限措置として、基礎控除額が500万ドル（5.7億円）から1,000万ドル（11.4億円）に拡大された（ただし、毎年インフレ調整による改訂が行われる）。
- (備考) 邦貨換算レート：1ドル＝114円、1ポンド＝154円、1ユーロ＝130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

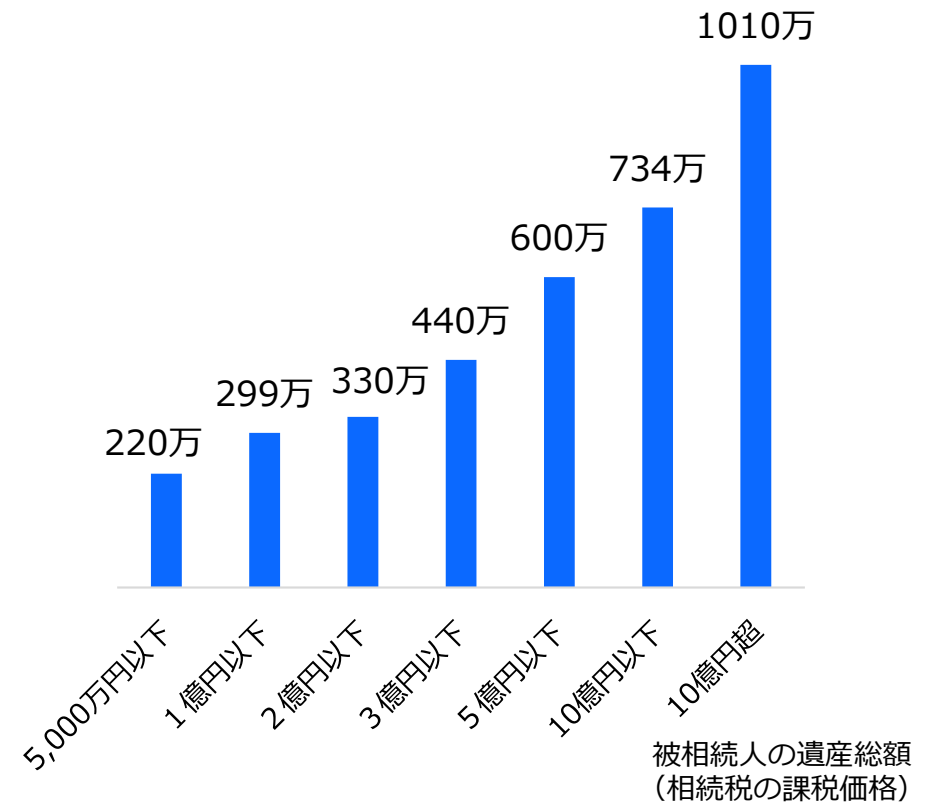
暦年課税による相続前の贈与の加算の状況

- 実際の相続税の申告データを基に、相続税の課税価格階級別に、暦年課税による相続前3年間の贈与が加算されている割合（左図）と、加算額の中央値（右図）を示したもの。
- 被相続人の遺産総額が大きくなると、加算割合、加算額ともに増加する傾向が見られる。

■ 相続前の贈与が加算されている割合



■ (加算があった場合における) 加算額の中央値



(備考) 令和元年分の相続税の申告データを基に作成。

(出典) 主税局調べ。

加算期間の考え方（当時の資料）

◎ 昭和33年「改正税法のすべて」（P 84）

今回のこの改正は、従来この制度が生前贈与に係る財産の価額で課税価格に加算するものの期間を相続開始前二年以内としていたのを三年以内に延長して存続したものである。

本来この制度が設けられた趣旨は、生前における分割贈与による相続税負担の軽減を図ることを防止するためのものであつて、これを徹底すると被相続人の一生を通じてその贈与財産を累積してこれを相続財産に加算し、相続税額を計算することがよいのであるが、現実の問題として一生を通ずる贈与財産を累積することは税務執行上極めて困難なことであり、このためかえって不合理な結果となることも考えられるので、今回の改正による相続税負担の一般的軽減を機として負担の合理化のためその期間を、通常被相続人が相続税の問題を考え、財産を分割贈与することが行われると考えられる三年程度をとらえることが適当であるとの見地から一年延長したものと思われる。

◎ 「相続税」桜井四郎著【昭和34年出版】（P 233）

すでに述べたように、贈与税は、相続税の補完税としての役割をもつものであり、できうべくんば、贈与税の負担は、可及的にその者の相続税の負担と等しくすることが望ましい。この意味においては、その者が一生を通じて被相続人から贈与により取得した財産の価額を累積し、これを相続財産の価額に加算して相続税額を計算することが考えられるが、そのようなことは理想であつて、到底実現することはできない。そこで、税務執行の上に可能な限り、被相続人の生前の贈与財産を相続財産にとりこんで相続税額を計算しようとすることは、諸外国においてもとられている制度で、わが国では、その期間を三年としているのである。

相続税制度改正に関する税制特別調査会答申（抄）

昭和32年12月
税制特別調査会

第1部 答申

第1 相続税改正の方針

4 税務執行への期待

租税は、税制がいかに合理的なものであつても、その執行の適正を期しえなければ公正な負担を実現することは到底不可能である。相続税及び贈与税については、これらの税が所得税や法人税のように毎年繰り返して課税されるものと異なり、相続の開始又は贈与の際に課税されるものであることから、その負担の適正であることが特に要請される。

相続税又は贈与税の負担の適正は、課税対象となる財産のはあくを十分にするとともに、財産評価の適正をえてはじめて実現されるところである。

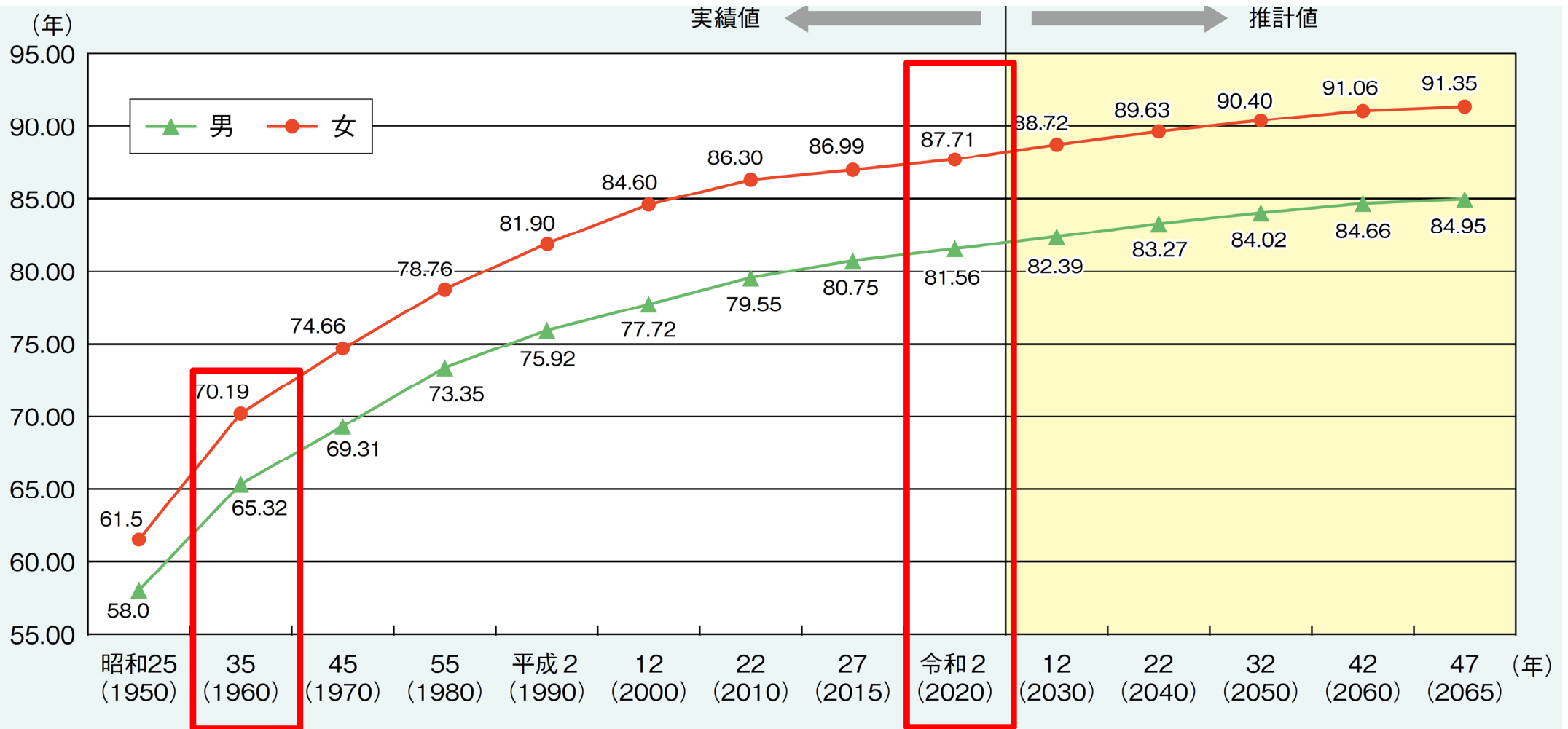
相続税及び贈与税の税務執行の現状をみると、遺産分割の状況の調査について相当の問題が提起されているほか、財産のはあく及び評価の困難から相続税及び贈与税の負担についてアンバランスが生じており、必ずしも満足すべき状況にあるとは認められない。

相続税制度についての当調査会の答申が実現された場合には、相続税の課税最低限は大幅に引き上げられ、中小財産階層の負担はかなり軽減されることとなり、その結果相続税の納税者も著しく減少することとなろう。税務当局は、これにより生じた税務の余力を課税財産の調査及び評価の適正化のためにふりむけ、**現在、調査が最も困難であると認められる預貯金、無記名債権等不表現財産のはあくについてより一層配意する**とともに、同族会社の株式の評価等の適正化を期すべきものとする。

また、公平な負担の実現のためには、税務当局における努力だけでは十分でなく、どうしても納税者の誠実な申告納税と相まって、税務当局における調査のための資料の収集について関係者の積極的協力が必要である。相続税又は贈与税は、その性質から、これらの税に関する知識の普及についてもかなり困難なことが予想されるが、納税倫理の高揚と関係者の税務調査への協力を特に要請したい。

日本人の平均寿命の推移と将来推計

〔令和4年6月14日
高齢社会白書〕



資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

（注）1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

相続時精算課税制度と贈与税非課税措置等の経緯

改正年度	相続時精算課税制度関係	非課税措置等
平成15年度	○相続時精算課税制度の創設 (対象者) 贈与者：65歳以上、受贈者：推定相続人で20歳以上 ○住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の創設 ・贈与者の年齢制限無し ・特別控除額を(2,500万円に)1,000万円上乗せ	○住宅取得等資金に係る贈与税額の計算の特例(5分5乗方式*)の廃止
平成19年度	○特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の創設 ・贈与者が60歳以上であれば、相続時精算課税制度を選択可 ・特別控除額を(2,500万円に)500万円上乗せ	
平成21年度	○特定同族株式等に係る特例の廃止	○法人版事業承継税制の創設 ○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の創設 (非課税金額)500万円
平成22年度	○住宅取得等資金に係る特別控除の上乗せ措置の廃止	○住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の拡充 (非課税金額)最大1,500万円
平成25年度	○相続時精算課税制度の拡充 ・贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げ ・受贈者に20歳以上の孫を追加	○教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (非課税金額)1,500万円 ○直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率の創設
平成27年度		○結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (非課税金額)1,000万円 ○住宅取得等資金の非課税措置の拡充 (非課税金額)消費税等率10%の住宅は最大3,000万円
平成30年度		○法人版事業承継税制(10年間の特例措置)の創設
令和3・4年度		○住宅取得等資金の非課税措置の拡充(R3)・延長(R4) (非課税金額)R3改正：最大1,500万円、R4改正：最大1,000万円

※ 受贈年を含む向こう5年分の基礎控除を前取りし、550万円(110万円×5年)を非課税(なお、平成13年度改正前は基礎控除60万円のため、300万円(60万円×5年)を非課税)。また、550万円を超え1,500万円までの部分について税率を軽減(当該部分を5で割って算出した課税価格に税率をかけて5倍したものが納付税額)。

教育資金等に係る贈与税の非課税規定等

◎ 相続税法（抄）

（贈与税の非課税財産）

第二十一条の三 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一 省 略

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三～六 省略

2 省略

◎ 相続税法基本通達（抄）

（「生活費」の意義）

21の3-3 法第21条の3第1項第2号に規定する「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除く。）をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるもの（保険金又は損害賠償金により補てんされる部分の金額を除く。）を含むものとして取り扱うものとする。

（「教育費」の意義）

21の3-4 法第21条の3第1項第2号に規定する「教育費」とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らないのであるから留意する。

（生活費及び教育費の取扱い）

21の3-5 法第21条の3第1項の規定により生活費又は教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費又は教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産をいうものとする。したがって、生活費又は教育費の名義で取得した財産を預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合における当該預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のものとして取り扱うものとする。

教育資金の範囲

「学校等」に直接支払われる入学金、授業料 その他の金銭 (1,500万円枠)

- 学校等に対して支払われる、**教育に係る役務の提供への対価**又は**教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費**が対象。

(※) 例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費が含まれる。
学校等に直接支払われない下宿代は含まれない。

○「学校等」の範囲

- ・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校
- ・大学（院）
- ・高等専門学校
- ・専修学校、各種学校
- ・保育所、保育所に類する施設、認定こども園 等

「学校等以外の者」に教育に関する役務の提供等の 対価として直接支払われる金銭 (500万円枠)

- **学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動に係る教育指導として社会通念上認められるものへの対価**が対象。

(※) 学校等の教育に必要と認められる費用、通学定期代、入学に伴う転居に要する費用、留学先への渡航費も含まれる。

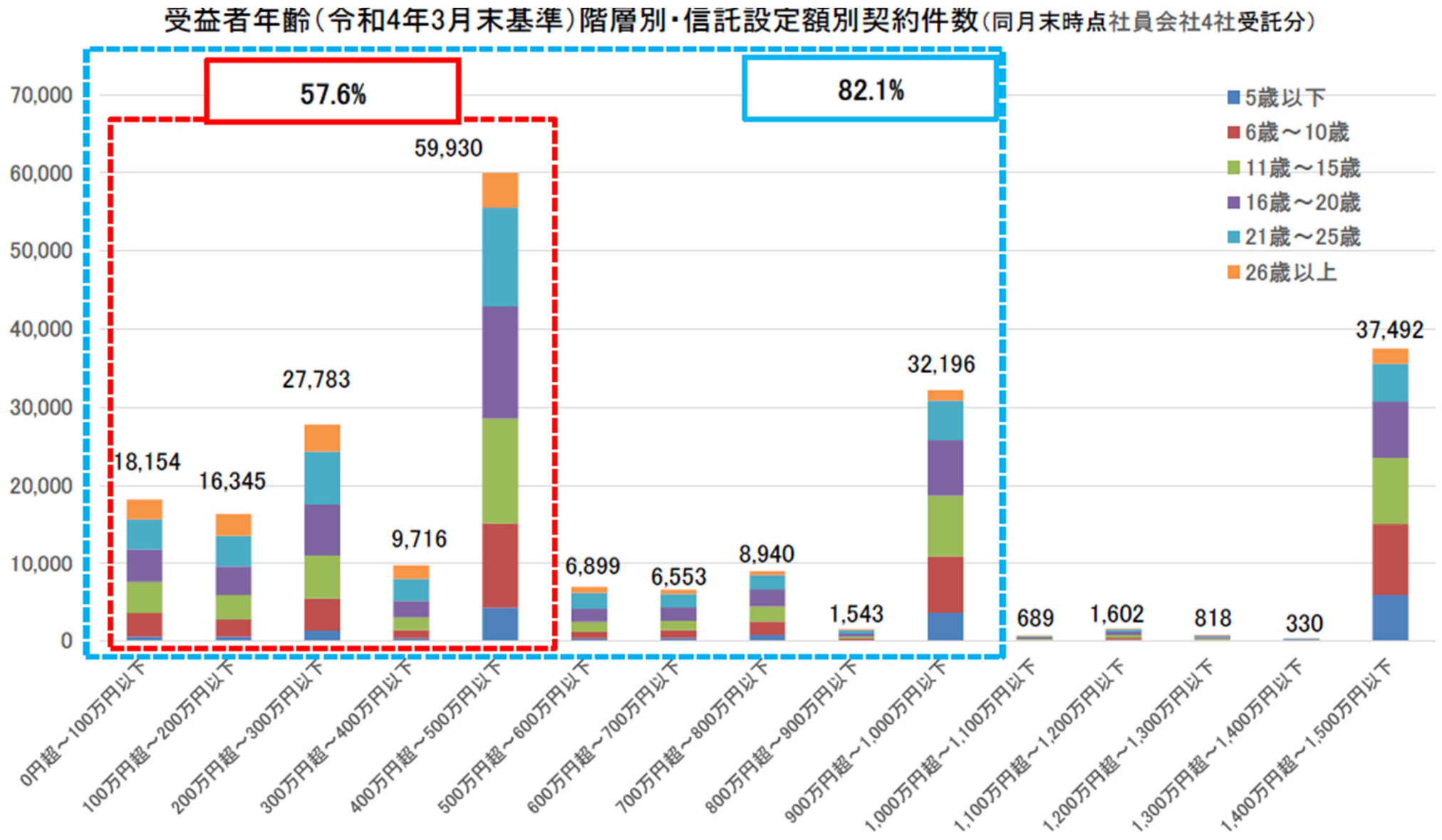
(※) ・学習塾、予備校など

- ・文化芸術活動（楽器、舞踏、絵画など）
- ・スポーツ活動（水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など）
- ・その他教養（習字、そろばん、外国語会話など）

(注) 23歳以上の者は、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限る。

(注) 上記の合計で1,500万円までが非課税

教育資金非課税措置の対象となる信託契約の受託状況



（出典）令和5年度税制改正要望における文部科学省要望資料

結婚・子育て資金の範囲

結婚に際し要する費用

(300万円枠)

① 婚礼（結婚披露を含む）の費用

婚礼（結婚披露を含む。）に関する物品・サービスを提供する者に支払う費用（挙式費用、会場費、衣装代、飲食代、引き出物代など）で婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの

② 家賃、敷金その他これに類する費用

- ・家賃・共益費、敷金・礼金、契約更新料で婚姻の日前後1年以内に締結された賃貸借契約に基づいて支払われるもの
- ・上記契約の締結のために要した仲介手数料

③ 転居するために要する費用

受贈者本人の引越代

妊娠・出産・育児に要する費用

(1,000万円枠)

① 不妊治療に要する費用及び妊娠に要する費用

② 分娩費その他これに類する費用

- ・分娩費、入院料、差額ベッド代、新生児管理保育料など
- ・産後ケア施設の利用料など

③ 子の医療費

治療費、医薬品代、予防接種代、検診費用

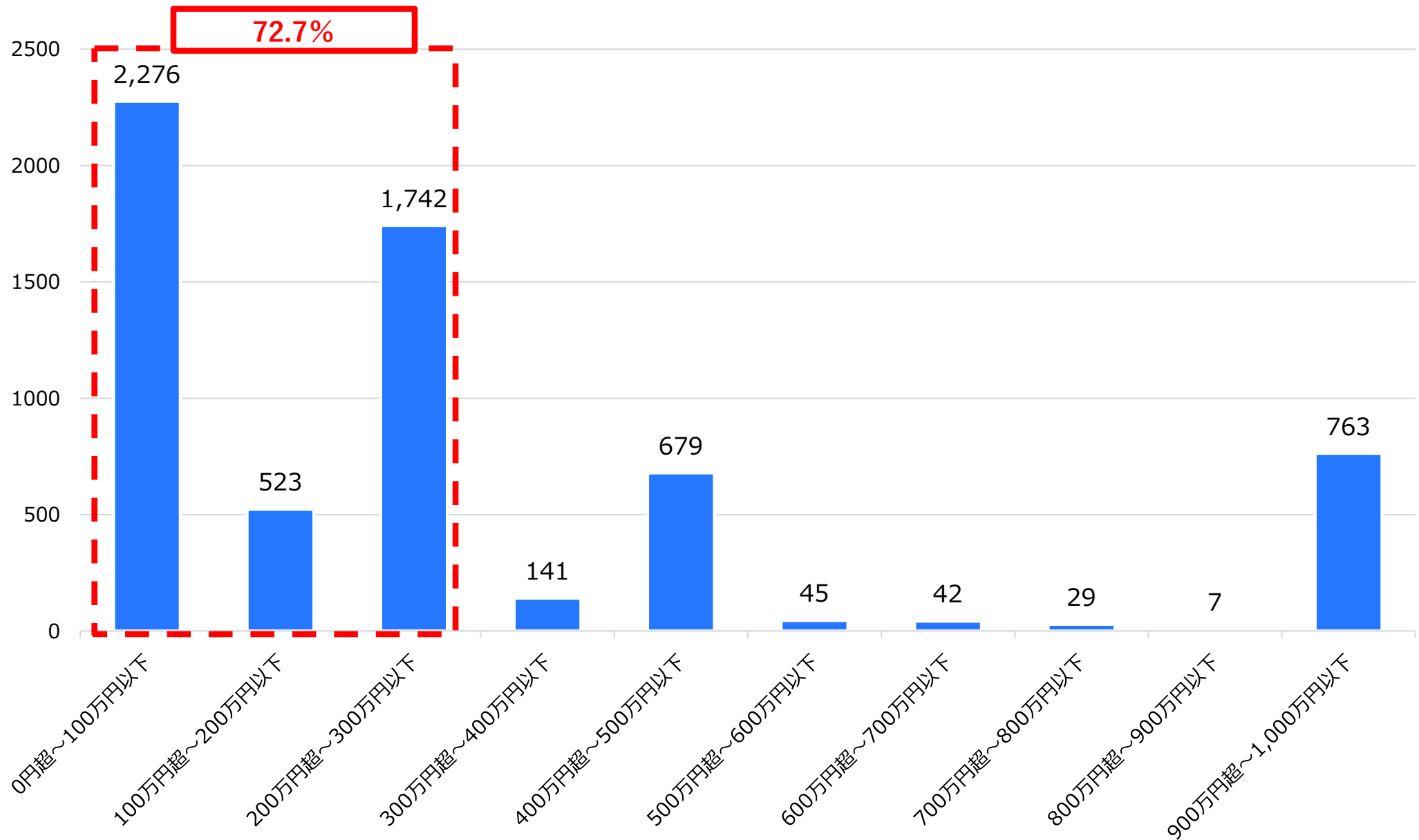
④ 幼稚園、保育所、認定こども園の保育料その他子育てに要する費用

ベビーシッター費用

(注) 上記の合計で1,000万円までが非課税。

結婚・子育て資金非課税措置の対象となる信託契約の受託状況

(契約数：件)



(注) 令和4年3月末時点信託協会社員会社4社受託分の合算

(出典) 令和5年度税制改正要望における内閣府要望資料を基に主税局作成

令和2～4年度 与党税制改正大綱（抄）

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

令和元年12月12日
自由民主党
公明党

4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(4) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

（中略）現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(3) 相続税・贈与税のあり方

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、孫等が受贈者である場合に贈与者死亡時の残高に係る相続税額の2割加算が適用されないこと等が節税的な利用につながっているとの指摘を踏まえ、格差の固定化の防止等の観点から所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

なお、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する。

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 相続税・贈与税のあり方

（中略）経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。